## 平成28年第3回幸田町議会定例会会議録(第2号)

## 議事日程

平成28年9月5日(月曜日)午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 足立初雄君

4番 鈴木重一君

7番 鈴木雅史君 10番 大嶽 弘 君

13番 丸 山千代子 君

16番 浅井武光君

欠席議員(0名)

2番 伊與田 伸 吾君 3番 稲吉照夫君

志賀恒男君 5番 杉浦 あきら君 6番

中根久治君 8番 9番 酒 向 弘 康 君 池田久男君 12番 笹 野 康 男 君 11番

14番 伊藤宗次君 15番 水 野千代子 君

長 成瀬

敦君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠 君 副 長 小野伸之君企画部長桐戸博康君 教 育 総務部長山本富雄君 健康福祉部長 大 澤 正君 建設部長 沂 藤 学君 消 防 長 壁谷弘志君 総務部次長 都築幹浩君 兼総務課長 健康福祉部次長 山下明美君 兼福祉課長 環境経済部次長 鳥居栄一君 兼産業振興課長 教育部次長兼 羽根渕闘志君 学校教育課長 会計管理者

住民こども部長 山本茂樹君 環境経済部長 伊澤正美君 教育部長 企業立地監志賀幸弘君 住民こども部次長 兼こども課長 健康福祉部次長 兼健康課長 建設部次長兼 区画整理課長 消防次長兼 消防署 長

町

小野浩史君 志賀光弘君 薮 田 芳 秀 君 伊澤勝一君

長坂好雄君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

林

敏 幸 君

事務局長牧野洋司

兼出納室長

○議長(浅井武光君) 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

次に、お諮りいたします。

本日、議場内において議会だより用の写真撮影をするため、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを許可 することに決定をいたしました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしくお願 いをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本 日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長(浅井武光君) 本日、説明を求めた出席者は理事者21名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(浅井武光君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、12番 笹野康男君、 13番 丸山千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(浅井武光君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡潔明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようにお願いをいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番(中根久治君) おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をしてまいります。

初めは三河地震の震災慰霊碑建立についてであります。昭和20年1月の三河地震は幸田町にも大きな被害を出しました。熊本地震など大きな地震が発生するたびに話題になります。幸田町も防災計画などをつくるたびに三河地震は避けては通れません。しかし、今の町民が見たり聞いたりするのは、三河地震についての発生の日時とか、震度とか、死者の数などの基本的な数字部分だけでありまして、被害の痕跡とされる建物の崩壊現場や断層の部分だけであります。これらは三河地震のほんの一面だけであると思い

ます。あの日、幸田町のどの地区がどのような地形の場所で家屋が倒壊したのか。どの地区でどのような犠牲者が出たのか。多くのことが戦時中の震災ということでわからないままであります。

三河地震に関する調査報告書や研究所は多くの研究者や地元の人々によってまとめられています。例えば、蒲郡市には「わすれじの記」という体験者による報告書があり、西尾市には「東南海・三河地震体験談集」というのがございます。幸田町ではどうでしょうか。「幸田町と三河地震」というような形で記録が残っているのでしょうか。愛知県の天然記念物に指定されている「深溝断層」を持つ幸田町ですから、「幸田町と三河地震」というような冊子が用意されるべきだと思います。このことを含めて、まずは三河地震の現在把握している幸田町内の地区別の犠牲者の数、被害者の状況についてお聞きしたいと思います。お願いをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 三河地震におきます犠牲者の数であるとか被害状況につきまして、過去の研究者の報告におきましてもその数等はばらつきがあるところでございます。 正確な数の把握は難しい状況であるところでありますけれども、その一例で申し上げさせていただきますと、飯田汲事教授による調査結果では、この三河地震において豊坂村の死者が7名、負傷者が36名。幸田村におきましては、死者が25名、負傷者が18名。それから、幸田村についてのみでありますけれども、昭和20年1月17日に額田郡地方事務所への提出書類として、その記載の中に死者が26、負傷者が16あったという記載もございます。その他、幸田町史によりますと、死者は29名、地域史深溝によりますと、死者は33名ということにおきまして、さまざまな研究報告の中にはそれぞれの数値が掲載がされているという状況でございます。

そして、また被害状況でありますが、これもまた詳細な資料が残っておりません。そのため把握ができていない状況でありますけれども、この三河地震の特徴の一つとして、地表にあらわれた断層を境にしてその被害の様相が著しく異なるということがあります。上のほうの上盤側ではほとんど全ての家屋が倒壊をしているのに対して、下の下盤側では屋根がわらも落ちないというような場所が見られたということが挙げられております。どの場所に多くの犠牲者が出たのかということにつきましては、幸田町内におきましても上盤側、つまり断層の南西側に被害が集中をしたということを承知をしているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 今の答弁の中で一つ漏れているかなと思うのは、幸田町と三河地震 というような形でまとめたものがあるのか、統一見解があるのかという部分。または、 それを冊子として発表する気があるかないかの部分も含めて答弁をお願いします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 冊子につきましては、蒲郡の例を挙げていただきましたように、全てのいろいろな資料を一つにまとめたというものではございませんけれども、昨年、平成27年に「愛知県指定天然記念物三河地震による地震断層」この冊子でございますけれども、全戸配付をさせていただいたところであります。なお、その中身につきまし

てただいまのような被害状況等だとか詳細の数値につきましては、大きくまとめて幸田 村あるいは額田郡幸田町の部分の一部というような取り上げ方で掲載をしているところ でございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 幸田町史を見ますと、その年表ですね。巻末に幸田町史に年表がついておりますが、その昭和20年のところを見ますと、三河地震について、これは「第二次三河地震」というふうに記録されております。要するに、三河地震の頭に「第二次」という言葉がついているわけですね。この本文中には「第二次」という言葉はございませんが、この「第二次」の持つ意味というのは一体どういうことなんだろうと。幸田町では三河地震を第一次があって第二次があるというふうに解釈したのかという部分についてお願いをしたいと思います。幸田町内では今でも三河地震は昭和20年ではなくて昭和19年に発生したという考え方に基づいて説明をされる方も見えますので、幸田町としての見解はその辺はどうなんだと。まずスタートの部分でございますので、お願いをしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 今、議員が御指摘のとおり、幸田町史の年表の中にいわゆる三河地震を「第二次三河地震」というような表記があるのは事実でございます。どうしてこの町史策定の折にこの「第二次」という言葉をつけたということにつきましては、調べましたけれどもわからなかったということでございます。考えられますのは、当時が戦時の情報管制によって報道がされておらず、三河地震を東南海地震の余震とする説であるとか、濃尾地震と東南海地震の相乗効果で誘発をされたなどというような説があったわけでございます。また、参考までに刈谷の市史にもこうした「第二次」というような表記があるということで、地震が起きるとその後に名前がその地震についてつけられるわけで、当時は東南海地震を「第一次地震」、三河地震を「第二次地震」とその当時は呼んでいたというような、こうしたことの経過として、恐らく推測でありますけれども、そうした「第二次地震」という呼称が存在したということによる表記であろうかという可能性が考えられるということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 戦後70年過ぎまして、三河地震からも71年目ですか、迎えている幸田町でありながら三河地震とは何かという部分のきちんとしたまとめがない。きちんとした説明ができない。こういう状態ではとても三河地震を論ずるには値しないのではないかと思いますので、やはり、その部分はきちんとした考察をされて、三河地震とは何かということを幸田町として答えられるような形であってほしいと私は願っております。

幸田町の近くには、三河地震の犠牲者は蒲郡・西尾・安城に多いことがわかりますよね。そのほかの自治体にも犠牲者は分布しておりますが、これらの自治体は幸田町とは少し違いがあるんですよね。何が違うかといいますと、それは、それぞれの自治体には三河地震の震災慰霊碑というのが市それぞれの集落にあります。三河地震の実態を後世に伝え防災に役立てる教訓として、また、被害に遭われた方々を弔うための供養碑とし

て、追悼碑として、震災碑などの名称は違いますが集落のお寺や神社、共同墓地、公民館に建てられております。この数はとても多い数です。慰霊碑は地震だけでなく津波や伊勢湾台風などを加えると県内の多くに存在をしております。幸田町内も調べでみましたが、今のところ私の力では見つけることができませんでした。幸田町内には自然災害による犠牲者はいなかったのか。三河地震や伊勢湾台風、23号台風、東南海地震、それ以外の自然災害での犠牲者の合計はどれほどであったのか。それらの方々を弔う供養碑や記録史など関係する記録としては幸田町に何があるかについてお聞きしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 三河地震を初めとしていろいろな自然災害が過去に起きてきたわけであります。その犠牲者の数はと申しますと、私どもの町史の中にもそれぞれ書いてあるわけであります。これもまたそれぞれの調査の中身において若干のばらつきがあるということでありますけれども、町史におきましては、伊勢湾台風では死者が3名、23号台風が死者が1人、それから東南海地震の死者は5名というようなことであります。先ほど三河地震につきまして町史は死者が29名あったということで、合わせますと38名ということでありますけれども、それ以外の自然災害の犠牲者というものにつきましては、主な災害ということでまとめた表の中には詳しくその人数等の表記がございませんでしたので、大きな過去に起きた地震及び自然災害という意味におきましては、過去にとうとい命のこれだけの数を失ってしまったという状況であります。

それから、幸田町内にありますいろいろな供養碑、記録史につきましては、三河地震の関係につきましては昭和50年12月に愛知県の天然記念物に深溝断層が指定されたことを受けました地震の被害と現在に残る断層を後世に伝えるための石碑があるということにつきまして、そのほかにあるかと申しますと、今のところその事実はないというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 西尾、安城を含めて一つの市町に20以上のそういった慰霊碑というのが存在をしておりますが、幸田町にはそれがゼロ、一つもないと。そこが幸田町とほかの市町との違いかなというふうに私は思っております。三河地震など震災を語るのにそういった犠牲者を弔う心、そういった気持ちがなかったらそれを語る資格があるのかなという部分が一つ疑問になっております。

三河地震の84年前の1861年文久元年といいますが、西尾地震というのが起きまして、これは三河地震と同じ震源地で起きております。要するに三河地震よりも84年前にもあったんだと。二度あることは三度あるというふうに考えれば、あと10年たつとまた三河地震が起きるかもしれません。そのためにも、地震に備えての日ごろからの準備や訓練というものは必要かと思います。危機感をあおって訓練を意味づけるよりも地区の連帯感を高めることのほうが大切というふうに思います。その意味からも三河地震の震災慰霊碑は地区の連帯感を高める要になると思います。三河地震の教訓を生かしながら防災意識の共有化のために慰霊碑の建立は必要というふうに思っておりますが、その点についての見解をお願いします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 忘れたころに地震がやってくるということで、いつ起きてもおかしくはないという巨大地震が目の前に近づいてきている中、そうした慰霊碑の建立をもって地区の連帯感を強めるということも大切であるという御指摘でございます。私も「わすれじの碑」蒲郡市にあります、形原神社にあるということをお聞きいたしまして、その碑を実際に見にいったわけでありますけれども、地元の方々が篤志を積まれてその思いを碑文に残して後世に残していく、忘れてはならない過去をつづった石碑があったのを見てまいりました。幸田にどうだということであると思いますけれども、私どもに今ありますのは深溝断層のところにあります石碑ということのみでございます。そうした三河地震の過去の経過だとか、そうした碑文をまた地区の連帯感ということでありまして、また地区の方々の機運の醸成と申しますか、そうしたことが伴えればまたそうした形で思いが、手を合わせていただく場所ができればいいのかなというふうには考えておりますが、現状は私どものほうでそうしたものをつくるという考えはございません。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 三河地震からもう71年過ぎました。慰霊碑なんて今さら何でなんていうふうに思われるかもしれません。今までつくろうとさえしてこなかったのであります。蒲郡や西尾や安城と幸田の住民との考え方の違いなのかという部分がとても気になります。それは、犠牲者になられた方々を弔い、自然災害に対する備えを約束する心の部分を忘れているのではないかというふうに私は思っております。幸田町としてこの忘れてきた心の部分をどのようにされようとするのか。つくる意思はないというような御答弁ですが、その部分についてさらにお聞きしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) そうした過去の三河地震に係ります、やはり経過を忘れたくない、風化させたくない、そうした過去に犠牲にあった御家族も今なおお見えになることは事実でございます。そうした本当に心の部分ということにおきましては、手を合わせて弔うという日本の心も本当に必要だというふうには思っております。自治体におきましてそうした碑をつくるということにつきましては、いろいろ判例等もありますので自治体みずからがということはできかねますけれども、先ほども申し上げましたけれども、そうした地域の中の蒲郡でいいますと奉賛会というような形でのそうした慰霊碑の建設を行っていただければありがたいなというふうには考えております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 確かに自治体として慰霊碑建立という部分は、それはとても難しい部分かと思いますが、もう戦後71年もたってしまったこの現実で、蒲郡、西尾、今は合併した西尾ですね、安城、碧南、ずっとこの三河地震の被害を受けた地区はそういった慰霊碑というものを必ず持っております。しかも、複数持っております。複数というよりも20以上持っているわけですね。そういう状態の中で幸田町にないという部分をもう少し考えてみるならば、自治体からそういった機運が高まるような支援とか忠告とかサディッションをいただければ、その雰囲気は盛り上がっていくのではないかと思います。このまま放っておきますと幸田町にはそういった手を合わせる心がないのかとい

うふうに私は思ってしまいますので、三河地震というものを言葉に出す以上は、ほかの 市町ではないんだ、犠牲をこうむった町なんだということを意識しての発言にしていた だきたいというふうに私は思いますので、その点で再度答弁をお願いします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 自治体としてのそうした支援ということでありますけれども、碑につきましては先ほど申したところでありますが、例えば蒲郡市の「わすれじの碑」をつくられた、そうしたことの中には市のほうからもある程度の助成等があったという、記録を集める上での市としての思いもあったというふうには聞いております。私どもができることは何があるか、さらにわかりませんけれども、そうした三河地震の過去の経験につきましては町民の方々が多くの苦い経験を持っていることには違いはございませんので、私どもができること等をまた踏まえまして、また今後考えさせていただけたらというふうに思っております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 私も、蒲郡、西尾についてはそれぞれの現場の20数カ所は自分で調査をしてまいりました。建立に至ってのいきさつはそれぞれの場所でみんな違うんですね。事情は違うわけですが、それでもやっぱり地元の人間としてはこういうものをつくっていこうと、それがやっぱり連帯意識を高めるものだということは間違いございませんので、幸田町に欠ける部分だなという自覚だけは持っていただきたいというふうに私は思っております。

次は、救急車の分駐化についての質問であります。前回もこの問題は質問させていただきました。そのときの御答弁は「将来的な課題」というふうにされました。私としては救急車の分駐化は決して「将来的な課題」ではなく今の課題、喫緊の課題であるというふうに認識をしておりますので、再度、追加の質問をさせていただきます。

ことしの7月に発行されました消防年報にも示されておりますが、消防署を出て各区の一番遠いところまでの所要時間を見ますと、「一秒でも早く」と願う住民にとっては切実な問題です。大草まで13分、逆川まで12分、これでは間に合いません。初めにお聞きしたいのは「救急車の分駐化以外に町民の命を守る手段とは何か」ということであります。「救急車の分駐化以外の所要時間の短縮を図る手段は何か」ということについてお伺いしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 救急車の分駐化ということで、町民の命を守る手段とは何かということで、救急車両または隊員、装備品等の知識、訓練等も必要でございます。また、応急手当をするものということで、近くにいる方による心臓マッサージまたは止血方法等の時間が短ければ心肺停止等の患者さんの蘇生率が高くなるというふうに出ております。平成26年においても、心肺停止になった件数が56件ございます。近くの方が蘇生、心臓マッサージ等をやったという方が約半分の25%の方が実施をしていただいて救急隊に渡し、また病院に搬送ということで社会復帰をされた方が3名ございました。その他の年度にございましては、毎年50名ぐらいの方ですけれども心肺停止される方がいますけれども、社会復帰には至ってはおりませんでした。現在、電話による口頭指

導、いわゆる心臓マッサージ等のやり方等を指導させていただいて、実際現場について やっている方が先ほどの約半分ぐらいの方が実施しております。救急隊到着後に隊員が 引き継ぎ医療に運ぶということが、命を守るには救急隊はもちろんのことでございます が早期の心臓マッサージ等の応急処置の実施が必要と考えております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 救急隊が到着するまでに地元住民の協力が必要なんだと。そのことはわかりますが、救急隊が一刻でも早くその現場に到着すると、そのことがもっと大事なんだろうと私は思うんですよね。早く来てくれよと、その部分が全然解決しようとされないでいて、地元民の近くにいた人を当てにするというのでは、それはちょっと違わないかなというふうに私は思いますので、そのもともとがどういうことかなというふうに考えております。確かに分駐化とか分署化は、とても経費が必要となることはわかります。しかしながら、住民の命を守るという使命はほかの何物にも比べることができない大事な問題です。救急車の分駐化にちゅうちょする理由をほかに求めるよりも実現方法を考えるべきではないのか。消防本部から出動して現場に一刻でも早く到着することは住民だけでなくて、消防署の職員の気持ちも同じだろうと思います。高い使命感を持っている現在の消防職員にとっても、所要時間の短縮方法には関心が高いのではないかというふうに私は思うんですね。ですから、ぜひ、この問題は署内で検討チームを立ち上げていただいて、このことについて十分に案を練っていただきたいと、そういうようなことを思っておりますので、これについての見解をお伺いします。
- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 所要時間の短縮でございますが、現在、隊員のほうにトランシー バー等を持たせて119番の受信から車両の選定、場所の確認等の情報共有等もやり、 また道路情報、または走行ルート、現場不明時の検索方法等を考慮して早期現場のほう にかけつけてまいっております。また、ちゅうちょする理由ということでございますが、 現在、消防署のほうにおいては16台の車両を持ち、平成25年には定員を60名まで にして、現在では55人の隊員で火災救助、救急事案を対応しております。これら種別 ごとによっては当直職員のほうの出動体制をつくっての出動となっております。特にこ の救急だけを特化した場合でございますが、救急隊員または消防隊員等が6名編成して 重症患者のほうに出向いております。この分駐化が考えられますが、心肺蘇生発生から 救命率は3分、4分等を考慮すると50%という確率がございます。こちらのほうです ぐに心臓マッサージ等をすれば、先ほどの患者さんの蘇生率等もございますが、特に北 のほう、坂崎・長嶺・久保田地区、また深溝・逆川地区、須美・桐山地区等もやはりこ の6分36秒以上かかるという地域もございます。こちらのほうも、今後、巡回だとか、 または分駐、分署等も考えられますが、しかし、現段階においては火災救助等の車両乗 員等の数を変えても出動しておりますので、特に救急だけでやっていくと、今の現在の 位置にある消防本部の人員では不足になるということがございます。この不足になると 火災救助等の出動等の対応ができませんので、よって出動短縮までを考慮または現場で の応急処置のほうの口頭指導を中心にと考えております。

また、検討チームでございますが、庶務課においては車両やまたは消防署の整備等を

今後の検討課題として取り上げ、人口増加等も考え、地域性また部署等を検討するチームを今後考えてまいりたいと思います。

また、医療の面につきましては、現在、西三河地区において医療管理協議会と申しましょうか、こちらのほうで西三河のほうに6消防本部のほうと協議をしながら、また医師、救命士、消防隊員等で情報交換、または技術の向上を図るための協議会等もやってございます。しかし、幸田町においても参加はしているわけでございますが、これらのほうの訓練等も今後やって、救急隊のほうにあっても時間短縮及び指導方法の検討チームを今後もやっていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 今の消防体制ですね、これは僕は今のシステムの中では十分やっていると思いますし、十分評価される部分だなと思います。でも、さっき言いましたように、例えば逆川まで12分かかるというこの現実は今のシステムの中ではどうしようもないですね。変えようがない。だから、どうするかという質問なんですね。海谷まで行くのに十何分かかる、これは内部のシステムをこうしよう、ああしようといろいろ考えても、この物理的な距離はどうしようもないと思うんです。ですから、分駐化が必要であろうと私は思ってるわけですから、これを解決しようとしないでおいて中の内部組織をもう少し効率化してみますというようなことでは、これには限界があるんですよ。今でもあるからこういう状態なんですね。ですから、いかに早く行くかは、いかにそばにいるかということなんです。そこを解決しなかったら、これは何を言われても同じことなんですよね。その部分をどういうふうに考えておられるのかということを質問しているわけですので、その辺のことを答弁いただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 今の現状の署でやれること、また内部組織だとか、いかに早く行 くという観点でございますが、今の体制で火災救助を救急に出て、最低限ではございま すが職員の持っている知識または装備品等で、現在、町民の方へのサービスということ で命を守る、財産を守るということを目的に実施しております。また、組織のほうにあ りましても、やはり署の人員また予防、庶務課等の人員等もございますが、これらのほ うも振り分けながら出動のほうに支障のないように現状を今はやっております。いかに 早く行くかということで町民の方も安心されると思います。こちらのほうも幸田町とい たしましても、受信からいち早く現場に行くルート等は先ほど申しましたように救急担 当のほうで考え、また署全体でも課題ということで今取り組んで、先ほどの早期情報共 有ということを観点にいち早く出ていくというのがございます。また、今言われる11 分かかる地域も、北のほう、南のほう、西のほうとあります。こちらのほうにやはり巡 回、分駐、分署等のいろいろなやり方があるかと思います。こちらのほうについては、 今の隊員のほうでいかに素早く現場へ行って処置ができれば本当にいいんですけれども、 やはり、車の走行の時間というものに対してはやはり削ることというのは難しいのかな と思っております。よって、今、委員の言われるように分駐をするだとか分署をつくる だとかいうふうにすればいいのかもしれませんけれども、いきなり北・南・西のほうに

つくるということにあっては、今の人員体制ではやはり分散をするということになりますので、人の面また施設の面に関しても今後の本当に町のほうでふやしていってもらうとか、そういうところがやはり今後の課題だと思っておりますので、先ほどの検討チーム等にそれらを考えさせて、今後どのように消防体制をつくっていくかというところを捉えたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 消防本部が1個だけというところは、本当にこの愛知県下の消防署の実態を調べてみてもとても珍しいですよね。要するに、分駐署とか分署がないというのは、大規模な4万人規模の自治体としては珍しいことだなと私は思うんですね。これからますます幸田町が発展していく中で、やっぱりこの部分はどうしても避けては通れない。現実にそうなんです。山まで登っていくと、大井池まで登っていくと十何分かかってしまうんです。それをどうするかと。それをどのように解決しますよということを町が大井池の奥の人に説明ができるかと、その部分が大事かなと思いますね。今、いろいろ内部のシステムを効率化するように努力をしておりますというのは、今のことなんです。それが十何分には結びつかない。その部分をぜひ真剣になって考えていただきたいなというふうに思うんですよね。幸田町は、今は広域消防という形でいろいろ安全安心のために努力をされておりますが、広域的な消防ももちろん大事なんですが、忘れてはいけないのは幸田町に住む4万人強の住民の安全安心なんですよね。その仕組みをつくる。これが一番大事かなと思っておりますので、広域消防と地域住民の安全安心についての考え方についてお伺いをしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 現在、愛知県下で1カ所の消防本部、資料によりますと6カ所あります。津島市、尾張旭市、岩倉市、長久手市、蟹江町、南知多というこの6つの消防本部がございます。こちらのほうは研究はしてございませんけれども、この1署での対応というふうに幸田町と同じ署所数でやっているというのは伺っております。今後もこの辺の広域消防ではありませんけれども、そういうようないろいろなやり方でやっている本部もあるかと思います。そちらのほうとも情報交換等をしながら研究してまいりたいと思っております。また、4万人強の町民の方への安全安心ということで、消防のほうのモットーでもございます生命または財産の維持というのも念頭に置きながら、今の消防の体制で今後も町民の安全安心等を捉えていきたいと思っております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 回りくどい部分はいいんですが、まずはとにかく幸田町内の例えば 坂崎とか須美とか逆川とか海谷とかですね。そういうところに1秒でも早く到達するためにはどうするかという答えを町民に示していただきたいと。これが大事だと思うんで すよ。1秒でも早く到達するために私たちはこういうことをやりますということをお答えいただきたいと私は思っておりますので、お願いします。
- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 今の町民へ1秒でも早く行くということで、広報の仕方にありましては広報こうた、または救急報、または防災訓練等で職員が行ったときに119番の

やり方または応急処置のやり方等も今現状ではやっております。 1 秒でも早く行って、職員のフォローの側に対しては体制をいかに早く、装備をいかに早く必要なものをもっていくかということを捉えながら考えていきたいと思っております。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 最も大事なのは消防本部から町の端まで、区境まで行くのにどれだけの距離があるかと。この距離を縮めることを考えなかったら、この問題は基本的には解決できない。その部分を飛ばしておいて答弁しようとするところに無理があると思いますので、ぜひこのことは一度検討チームを立ち上げていただいて可能になるような形で進めていっていただきたいというふうに私は思っておりますので、期待をしておりますからよろしくお願いしたいと思います。

次の質問にいかせてもらいます。

次は、投票率と投票所についての話であります。今回は参議院選挙における幸田町の 投票率などをベースにしてお聞きしたいと思っております。

その中で、特に第7投票区における投票率の低さというのは昨年質問をさせていただきました。昨年の6月10日の私の一般質問で、そのときの答弁は第7投票区が飛び抜けて投票率が低いわけではないというふうには理解しておりますという答弁をいただきました。別に飛び抜けて低いわけじゃないよという認識でありました。昨年の4月の愛知県議選の投票率は町全体で46.13%です。第7投票所は28.43%です。これだけでもかなり低いですよね。町全体が46.13%に対して第7投票所は28.43%なんですね。投票区だけの平均からも5.3%低いんですね。今回も同様の分析になるのでしょうか、それについてお聞きします。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) これからも消防の体制または時間短縮等の検討チームを、2チームほどですけれどもこちらのほうをつくって、町民の方の安全安心等をどういうふうにすれば守れるかということを今後も検討をしてまいります。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 第7投票所の投票率ということでございます。今回の参議院議員の通常選挙におきます第7投票区の投票率につきましては61.18%でございました。全国平均は54.7%、愛知県の平均が55.41%という結果でありましたので、全国的に見れば高い投票率であり決して低いわけではございませんが、議員が言われるように幸田町全体での投票率につきましては64.79%ということでございますので、それと比較しますと3.61%低いという結果でございました。議員がおっしゃられるとおり、今回も第7投票区が最下位となってしまったということは大変残念であるとは思っておりますが、こういった国政選挙それから都道府県の選挙におきましては、投票率が継続的に今は最も低いという結果になっているということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 先日いただきました参議院選挙の開票結果を見ますと、期日前投票 をした人は第7投票区では36%なんですよね。期日前投票に行った人は36%、これ は幸田町の中では一番多いんですよ。逆に、当日投票に行った人は39%なんですね。

これは一番低い、幸田町の中では。ですから、第7投票区のエリアの人は期日前投票には物すごい数行くんです。幸田町で一番です。それだけ熱心なんです、真剣です。投票しようという意欲はある。でも、当日は一番低いんです。ここが現実の問題なんですね。およそ約1,800人もの有権者が投票所には行っておりません。これはもちろん幸田町で一番多い数ですね。第7投票区の1,800人が投票に行かなかった。このことから何がわかるでしょうか。これについての見解をお願いします。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 議員が言われるとおり、当日の投票率につきましては第7投票 区というのは、やはり今回の数字の中でもかなり低いということで、投票率で言わせて いただきますと39.1%ということで最も低かったということでございます。それで 期日前につきましてはそんなに低くないということでございまして、その結果から第7 投票所のこの位置の関係ですね。第7投票区の中には線路が間を走っており、踏切を渡ってこなければならないと。それから、また高台にあるというようなこと、それから階 段もあるというようなことで立地条件、こういったものも大きく影響をしているのでは ないかということは推測はされます。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 第7投票区の数を先ほど言いましたように、期日前投票は幸田町内で一番たくさんの人が行っているんですね。でも、当日は一番少ないんですよ。そのことが一体何を意味するかというのは、今答弁をいただいたようなこともありまして、投票には行きたいけれども投票所が不便だという部分が大きな原因であろうというふうに私は認識をしているわけですが、そんなような捉え方を今答弁もいただきましたが、そういう問題だと私は思うんですよね。なぜ第7投票区が投票率が一番低いかという問題のもとはどこにあるか。みんな投票に行くのは嫌なんだと、そういうことじゃないんです。投票意欲は物すごい高い、町内で一番高いんですね。そういう問題なんだと私は思っております。ですから、投票所のバリアフリー化というのは前の会議も聞きましたように、第7投票所の投票所そのものが高齢者にとって利便性には問題があるなというふうに私は思います。急な坂を登って、手すりのない階段を登って、または下っていくんですよね。高齢者、とりわけ車椅子などの利用者にとってみると、投票箱にたどり着くまでの動線が物すごいものだ。一度この動線について考えたことがございましたでしょうか。あの長い坂になっている道路を実際に試したことがあるか、ないかについてお伺いしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 議員が言われますとおり、動線、こちらのほうはすごく長いというのは感じております。上の駐車場から体育館までかなり距離があるということで、こちらにつきましては今回場所を選定するに当たりましては私どもも、それから選挙管理委員会の方たちにも実際に歩いていただいて長さを感じていただきました。ということで、できれば少しでも動線を少なくするということで、その途中に特別棟があると、そういったところも今回検討させていただきました。そういった検討をした結果、そちらにつきましては地元の区長さんたち、それから選挙管理委員会の方たち、いろいろ御

相談をさせていただいたんですけれども、下からの駐車場を使っていかれる方もかなり 多いということで、かえって変えると行きづらくなるという人も多くなるという御意見 をいただきました。今回につきましてはこれまでどおりということにさせていただいた ということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 御存じのように、第7投票区の投票所である体育館は戦後何回も建てかえをされておりますね。今の位置にいったんです。その前はもっと近いところにあったんですね、運動場からね。だんだんだんだん遠くにいったんです、今のところの坂の下まで、坂の途中ですか。でも、投票所は変わってないんですね。要するに、立地条件は深溝小学校体育館と決まっておりますから、深溝小学校の体育館がどんどんどんどん移動してるんです。そのことを配慮されないでいつも第7投票区とされるものですから、どんどんどんどん行きづらい投票箱がどんどん遠くにいってしまう状態が起きてる。そのことをちゃんと意識して第7投票区を設営するのに決められたのかどうかについてお聞きしているわけですが。残念ながら体育館がどんどん移動している状態で、その前から深溝小学校の体育館の投票所は決まっているわけですから、決まったけど体育館が移動していったから、それを追っかけていってるわけですから動線が長くなる、それから上り下りの坂道がふえてきたということは当然のことですよね。そのことについて前回も何か改善策を練ってくれますかと聞いたらどうのこうの言われて、結局ことし何をやってくれたのかという部分をお聞きしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 言われるとおり動線が長いということがございます。それにつ きまして改善策につきましては、先ほどもちょっと説明したんですけれども、特別棟の ほうに移動するということによって、動線は半分ぐらいになるのではないかということ で検討はさせていただいたんですけれども、こちらについては下からの駐車場からのこ の動線がかなり長くなってしまうということで、かえって行きづらくなるという方が多 いと。現実、今、下の駐車場を使っている方が多いという、そちらのほうが多いという ことでかえって投票率にも影響してしまうのではないかというようなことも、地元の区 長さん、それから選管の委員さんたちとの話し合いの中で出まして、今回については現 状どおりとさせていただいたと。それから、あと少しでも利便性を上げるということで、 本来は前回の階段の手すりですね、そちらのほうの設置ということも検討をしておりま した。今回、この選挙に当たりまして違う場所への移転、そういったことも検討してい たということで、そちらにつきましても区長さんたち、それから選管の委員さんたちと もいろいろ御相談をさせていただいていたということで、いろいろ検討をしていたとい うことで、申しわけございません、階段の設置のほうはおくれてしまいまして現在設置 のほうを行っていると、設置工事中だということでございまして、具体的な改善が行わ れなかったということで大変申しわけございませんでした。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) まさに幸田町の数ある投票所の中で一番投票率の低いこの記録をずっと毎回毎回刻んできている。その原因もだんだんわかってきた。その中で何ら対策を

とらないということは、これは大きな問題であろうなというふうに思いますよね。参議院の選挙など60何%の投票率のときでさえ一番低いと。しかも、1,800人もの人が投票に行かなかったという現実がある。でも、町の投票所には来てるんですね、期目前投票には一番たくさんの人が来てます。そのことを考えていただきたいというふうに思っております。もちろん第7投票区には公共施設がほかにもたくさんあるんですよ。じゃあ、小学校の体育館以外にほかの施設を利用するという考え方はないのかどうかについてお願いをしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 第7投票区につきましては、議員が言われるように里区内には 里保育園だとか里中央コミュニティ、里の老人憩いの家だとか老人福祉センター、それ から市場地内におきましても市場公民館だとか深溝の老人憩いの家、南部中学校、深溝 保育園、海谷地内では海谷公民館、坂崎地内では坂崎の農村センターというように多く の公共施設があるということでございます。ただ、投票所として備えておく要件として、 ある程度の駐車場、これは当然まず必要になると。それから、もちろんその駐車場から の動線、そのバリアフリー化の対応をされているということも条件となります。それか ら、記載台の設置場所、立会人、事務従事者の場所、要するに投票所のスペース、こう いったものも確保が必要になってくるということでございます。いろいろ検討していた だいたんですけれども、ほかに適地がなかったと、深溝の有権者の数からしましてこれ だけのものを収容できる場所がなかったということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 深溝学区は町の面積の約2割ですね、18%ぐらいあるんですね。 広い面積なんですよね。広い面積でありながら投票所が1カ所で深溝小学校だけ。町の中には9カ所ぐらいあるんですか、今ね。各学区に1カ所なら6カ所なんだけど、なぜ9カ所なんだと。複数あるところもあるわけです。多いんですよね、実際に現実問題で。なぜ今最低と言われる深溝地区の投票所は1カ所なんだと、あれだけの広さでということを考えてみると、投票所をもう少しふやしてみることを考えていかないとまずいんだろうなと私は思うんですよね。ですから、できればJR東海道に沿って東西に分けてみるというような考え方も、それはあるはずだと思うんです。そういったことを考えていかないと、これはいつまでたっても第7投票区の投票率というのは向上していかないだろうというふうに私は思いますので。ほかの地区が2カ所、3カ所に今はしているわけですから、なぜ深溝は1カ所なのかと。その部分について、まず、お願いをしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 投票所を2カ所に分けるということも十分検討のほうはさせていただきました。ただ、先ほども説明させていただいたとおり、ほかに適切な施設がないというのがまず1つ。それから、第7投票区については、有権者の数としましては9つの投票所のうちの3番目。それから、面積については2番目に広いということで、特段ずば抜けて大きいというわけではないという部分がまずありまして、町内のバランスということも考えさせていただいていると。それから、この設置基準につきましては、

昭和44年の自治省の見解の中ではおおむね3,000人程度ということで1カ所設けるということになっておりますが時代も変わりまして、先ほどもお話がありましたように期日前、これが投票者のうちの3分の1ぐらいの方が期日前に行かれるということも合わせますと、1投票区でおおむね5,000人を超えてくるようであればこれを2つに分けるということも検討してもいいと思うんですけれども、なかなか現実問題で深溝に今は分ける場所がないと、ほかにいい施設がないというのが現実でございまして、現状でお願いしたいと考えております。

○議長(浅井武光君) 理事者に申し上げます。答弁時間が残り1分となりましたので簡単 明瞭にお願いをいたします。

8番、中根君。

- ○8番(中根久治君) 深溝の面積から人口から考えて1カ所が妥当であるというような答 弁を今いただいたんですが、そういう見解でよろしかったですか。もう一度お願いしま す。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 妥当であるとまでは申し上げておりませんが、もちろん投票率が低いものですから少しでもこれの改善は考えたいと考えているんですけれども、妥当な施設もないという部分も含めまして、今はこういう現状でお願いいたしたいと考えております。
- ○議長(浅井武光君) 8番、中根君。
- ○8番(中根久治君) 町内の多くの場所が2カ所の投票所を持っていると、これは現実ですよね。先ほど言いましたように深溝の面積・規模から考えて、やはり2カ所あってもいいのではないかというふうに考えるのが住民の気持ちだろうというふうに私は思うんですよね。これだけ投票率が毎回毎回低いと言われながらそういう部分はどういうふうに考えればいいのか。ですから、投票所を複数にするなり、または投票所そのものをもう少し行きやすいように改善するなり、何か手を加えてみると。何もしないと、これはまずいと私は思うんですよ。幸田町として何をしたかって、何もしてない、これが事実ですよね。18歳、19歳の選挙権が云々のときには何かパンフレットを配ってみたりいろいろなことをされておりますが、そうじゃなくて今いるあの年寄りたちがえっこらえっこらあの坂を登って投票に来るという、来やすいをつくってやるためにはどうするかということを何ら手をつけようとしないというところに問題があるかと思いますので、次の選挙がいつあるかわかりませんが、それまでにはもう少し投票率が上がるような施策をやっていただきたいと私は思っておりますので、何かそういうことで腹案をお持ちでしょうか、あればお願いしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) そちらのほうの腹案については、なかなか現実問題ないという のが現実でございまして、これからも期日前投票、こういったものを足の不自由な方に は少しでも御利用していただくと、投票のしやすい中央公民館、こちらのほうで投票を お願いするというような形で考えております。また、区長とも相談をさせていただいて 考えていきますのでお願いします。

○議長(浅井武光君) 8番、中根久治君の質問は終わりました。 ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時14分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 改め、通告がしてございます。2件について、順次質問をしてまいります。

まず、子どもの医療費無料化拡充について問うものであります。2001年、平成13年5月、乳幼児医療無料制度を国に求める全国ネットワークが結成をされて15年が経過をいたしました。これまでの取り組みによって、国による医療費無料化制度創設を求める請願署名運動は全国的に大きく広がる中で、2002年、医療保険による3歳未満児の窓口負担を2割に軽減をし、さらに2008年4月から、就学前までへと拡大したことで自治体はその負担が軽減された結果、幸田町も助成制度の拡充をしてまいりましたが、その経過についてまず説明、答弁を求めます。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) ただいま子ども医療の無料化というんですか、そちらのほうの経過についてどうかということでの御質問でございます。

この件につきましては、今、議員のほうからお話がありましたような形で当初は乳児 医療という形でスタートしたのを承知してございます。 0 歳児ということでございます。 それが 3 歳児までに拡大をし、就学前という形。その中で幸田町におきましても、さらに小学生年代、中学生年代という形に拡大をさせていただいたということでございます。 これにつきましては、やはり県の補助金の交付を受けまして制度については継続をしてきたというのが現状でございまして、現在のところ、小学生年代につきましては県につきまして2分の1の補助を受け、しかも中学生につきましては入院につきましても2分の1の補助を受けたという形で一定その財政の裏づけをとりながら、現在、中学生まで入通院につきまして無料化を図っているというところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 今、経過の説明がございました。先ほど申し上げたように国民の大きな運動、そして我が町もこの請願署名に精力的に取り組んだ、そういう経過の中で今日の到達点があるわけですが、先ほど申し上げたとおり2008年から就学前へと拡大をしてきました。それは国の制度として拡大をしてきたと、そのことによってそれぞれの自治体がその時点での水準をさらに高めていく、こういう取り組みがされてきたわけですよね。それは先ほどあなたが言われたように、現在の幸田については県のほうからの2分の1の交付金だよということですが、その前として就学前までは国の制度としてある。国の制度としてあるならば当然国からの交付金・補助金が入ってしかるべきですが、その内容はどうなってるか。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 現在のところ、就学前の子ども医療につきましても国のほうの補助費はないという形でございます。ただ、県のほうでは大きなその流れの中で、現在、国の制度としての再度子ども医療の制度化については検討はされているというところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番 (伊藤宗次君) 要は、この医療保険制度の中で国の負担というものを求めてきたという中でいけば、まさに国が率先をしてそれぞれ実施をする。そのことによって都道府県がさらに市町村にその奨励をする。あるいは、市町村がやっているものについて財政負担、財政支援をすると、そういう仕組みがつくられてきているはずなんです。そうした中で、特にこの医療の関係からいきますと、子どもの貧困、こういうものが非常に厳しい状況、大変な状況にあるという中で、命さえも脅かされてくる。こういう中で、医療保険制度の中で受診にかかわる費用負担を保護者に求めない。こういう形の中で、貧困にあえぐ状況が保健委員協会あるいは愛知県の保健委員協会も、子どもの置かれている貧困の状況、いわゆる格差と貧困、こういうものについての調査もされております。そうした中で、その実態はどういう形で今あらわれているのか答弁がいただきたい。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 子どもの貧困という課題の中で医療の未受診というんですか、受診控えということがあるのではないかという形の御質問かというふうに思います。現在、本町では先ほども報告いたしましたように、中学生年代まで入通院の医療については無料化がされてございますので、その段階での貧困に伴う未受診というんですか、受診控えということはないのではないかというふうに理解をしているところでございます。問題は中学生年代以上につきましてはどんな状況かということでございますけれども、町としてはこのようなことについては調査を行ってはおりませんし、また医療機関からもそのような報告また個別の相談等についても町に寄せられてないという段階でございますので、現在のところ貧困に伴う未受診があるかないかという点についての実態について、受診ができないといった実態とか、それがあるのかないかにつきましても把握をしていないというところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 幸田町は義務教育終了まで、つまり15歳までは無料化をしておりますから貧困による受診というものについては実態としてないであろうと、こういうことですが、さらに話を進めますと、じゃあ児童福祉法は児童の対象年齢は何歳までとしておりますか。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 子どもの年齢ということでございますが、ユネスコの条約 でもそうでございますけれども18歳までが子どもという形、児童という形で規定がされていると、このように理解をしております。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) つまり、18歳までは子どもだよ、児童福祉法の対象年齢だよとい

うあなたの答弁。そうしたときに、子どもの医療費の無料化の実態についてどうなのかということを当然一般質問の中では問われてくる。問われてくることがわかってきたときに、我が町は15歳、義務教育終了まで医療費を無料化しておりますので、その実態をつかんでおりませんと。これでは町民に目を向けた町の政治があるのかどうなのか。余りにも冷たいじゃないの。こういうことですが、今後はどう対応されますか。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 私どもといたしましては、もちろん子どもという一つのキーワードとしては18歳ということだと思いますけれども、先ほど御報告しましたように、もともとは乳児医療の0歳からスタートをして順次拡大をして、子どもの医療についての健康保持も含めまして施策を行ってきた段階でございます。そういう意味では順次年齢を引き上げてきたということで、当初から18歳までを児童としての医療化ということで検討してきたわけではございませんので、そういう意味では現状の維持の中で中学生までの医療については責任を持って施策を行っていきたいと、このように考えているところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) あなたの答弁はまさに公務員感覚、上から目線で医療費の無料化は 0歳児からスタートしましたよと。そりゃあ、そうでしょう。だから、18歳を目指し てスタートさせたんじゃないだろう。それはけつまくりですよ。今、貧困と格差、こう いうものが全国的に大きな問題があって、じゃあ、幸田町の子どもたちの置かれている 貧困の状況をつかんだ上で、我が町は0歳児からスタートしたもので18歳を目指した 医療制度の無料化ではございませんよというのは、開き直りとけつまくりではないです か。そういう感覚はお持ちですか。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 施策につきましては、順次拡大をしながら現在まで進めてきた中でございます。そういう意味で今のところ、18歳までの拡大ということについては検討していないということで御答弁させていただいたということでございます。ただ、子どもの貧困問題というのは今の重要な課題でございます。ただ、その実態につきましてはまだまだ十分に把握されていないというふうに私も理解しておりますし、厚生労働省のほうも子どもの貧困状態についての調査というのは本格的に取り組むということでございますので、ある程度そういう状況も集計がされた中でこの問題については検討をする必要があるのではないかと、このように考えております。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) つまり、あなた方のやっていること自身に、自分で自分を検証していく。子どもの医療費がもう既に全体的には18歳に流れてきてるといったときに、我が町は就学前、いわゆる義務教育終了までやってるから、それ以上についてはあなたの説明でいくと県が何か調査をするようだからその結果を待ってということですが、町の姿勢、それは私はそれが全部いかんということを言ってはいない。ただ、あなた方自身が全くの受け身であるということと、そもそもはあなたも答弁されたように0歳児からスタートしたと、18歳までやるという形で目標を立てて向かっているんじゃないよと

いうのは、あなた方自身が行政というものの上にあぐらをかいて住民を見下していく、いわゆるあてがいぶちだと、行政とはやってやるもんだと。こういう感覚でいるからこそ、こういう答弁が出てきている。じゃあ、その実態調査というのは今後どうされていくのか。どう対応されるのか。幸田町みずからは、それはやりませんよと。県がやった内容を見て、貧困の関係からいけば16.何%、まあ、17%近くが貧困の状況に置かれている。そういうものを見たときに、じゃあ、どうしましょうかというときにまた問われてくるのが、いや県を見てから、国がどう対応するのか。我が町はどうするのかという選択肢はないわけだ。すべからく上の状況を見て、それで事なかれでやっていくということのスタンスじゃないですか。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 具体的に18歳までの拡大ということについては、現在、 具体的な策については検討してございませんけれども、それに向けまして県下の状況で ありますとかそういうことについては逐次状況をつかみながら、幸田町として県下の中 でまたどういうふうな位置づけをしていくかというのは、常には検討をしているところ でございます。拡大の方向というふうなことでございますけれども、まだ県下の中では 高校生までの医療費の一部にしても無料化というのは8団体というふうに聞いてござい ますので、そういう点で近隣の状況も踏まえながら、状況をしっかりつかみながら、こ の問題については随時検討をしているというところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 経過を振り返りますと、幸田町が就学前までの医療費の無料化を政 策の中では基本的に先駆けて実施をした。旧の幡豆3町も西尾市もやらなかった。たま たま私の知り合いで幡豆町で世帯を持っている夫婦が、幸田町が就学前までやったと、 幡豆町は3歳未満児までと。こういうことで自分の抱える子どもがそういう年齢に達し たということで幸田町に住居を移したんですよ。それは子育てのためだ。幸田町でいけ ば人口がどんどんふえるだろうと。定住化よりも人口がふえることが大事だと、そうい うことの先駆だというふうには思いません。しかし、隣の市町が対象年齢が引き上げた、 我が町は現在のままの据え置き。じゃあ、そこへ一回移り住んでその制度の恩恵を授か って安心して子育てができる状況を保護者があるいは住民が選択したんですよ。そうい う先駆的な事例と幸田町における他市町から転入してくる人たちがふえた。こういうも のをあなた方自身は人口がふえ続ける町だと言っているけれども、じゃあ、どこに基盤 を置いているのかという点からいくと定住もしかり、共同住宅もしかりと。それはそれ でいいんですよ。そうしたときに、じゃあ、我が町がそういう安心して子育てができる 環境をどうつくっていくのかというものを、過去の経過も踏まえてどういうふうに踏ま えているのか。あなた方自身でいけば、子どもの置かれている格差あるいは貧困につい ては実態としては調査をしない。県がやったものをそのままうのみにして県がどうする のか、関係市町村がどう動くかと。こういうことを見て後塵を拝してでもやっていくよ と。後塵を拝するなんて情けないですよ。我が町は財政豊かな町だ、不交付団体だ、企 業立地だと言いながら、福祉や医療の関係は後塵を拝する、ほこりをかぶって進んでい くと。こういう取り組みをされるということの確認ですが、それでよろしいでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 子ども医療に関してのことでございますけれども、いずれにしても子どもの貧困化というのは、先ほども申し上げたように重要な今の課題だというふうに考えておりますが、医療費のことに捉えて調査をするということは今のところ考えてございません。そういう面では広域的な広範的な調査を待って、その内容を見ながらいろいろな施策については反映するのが適切ではないかというふうに考えているところでございます。議員が言われたように、子どもの貧困率というのは25年の国民生活基礎調査によって16.3%という数字が出ているのは承知はしてございますけれども、この中身については、やはりこれからのいろいろな施策の中でどう充実していくか、また医療面でどう対応していくかというのは、それぞれの調査を含めまして検討していきたいというのが今の姿勢でございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) それでは、もう少し端的に言えば、対象年齢を18歳まで拡大をすることによる問題点は何ですか。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 問題点といいますか、実際に拡大をした場合の件でございまけれども、私どもも影響については試算をしてございまして、もちろん16歳から 18歳ということになりますので、この人口が約1,200人と想定をしております。この件につきましては過去に何回か御質問をいただいておりまして、人数についてはほぼ一緒で1,200人というのは変化がないかというふうに思います。影響額につきましては、その時々の医療実態もございますのでそのたびたびに試算をさせていただいておりますが、今回試算をさせていただいたところ、約2,500万円が拡大したことによって医療費が見込まれるということになるかというふうに思っております。現在、平成27年度の子ども医療の実績が2億324万7,000円ということで決算を出させていただきます。そうしますと拡大したことによって12%の子ども医療費が拡大するということになりますので、その点については財政も含めまして十分検討をする内容ではないかというふうに思っております。そういう意味では制度ということも踏まえて、近隣の状況それから財政的な問題を踏まえて検討していきますので、これが拡大しない要因ということではなくて、そういうふうな状況を見ながら状況については判断をしていきたいと、こういう立場でいるということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- 〇14番 (伊藤宗次君) 私は対象年齢を拡大することによる問題点はどこか、こういうことを申し上げている。そうしたときにあなたは、対象年齢を16歳から18歳にすることによって1,200人が想定される。金額が2,500万円必要だよ。これが問題だということの理解でよろしいですか。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) それが全てではございませんけれども、大きな問題だというふうに考えております。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。

- 〇14番(伊藤宗次君) それが全てではないけれども大きな問題だと言ったときに私がなんて、どこに問題があるかといったら対象年齢と費用だけだよと。それが全てではないけれども大きな問題ですよと。こんなものは答弁になってないわ。じゃあ、どこに問題があるのか。結局、政策上に問題があるのか、あなた方が踏ん切りができない、踏ん切りができないために1,200人と2,500万円が障害だよということの理解でよろしいですか。それが問題だと。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 財政的な問題、それから、これはあくまでも医療機関へ受診されることでございますので医療機関との調整、それから給付をする場合に国保連との調整、近隣との均衡、いろいろな問題がございます。そういう面でそれは問題ということではなくて、それをどう乗り越えていくかという点でそこに支障があるのではないかということでまだ踏ん切れないというんですか、実施ができないということが一つあるということでございます。ただ、先ほど言いましたように、財政的な問題も含めて今いろいろな方面で検討をしているというところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ですから、冒頭で私は幸田町が取り組んできた経過の関係であなた 方が具体的にどう捉えているのかということを申し上げた。そういう点からいくと、例 えば対象年齢を引き上げる。就学前までから小学校3年生まで。それから、当時の町は 小学校6年生までだと。シャクトリムシでやっていくという形の中で、署名運動を大き く盛り上げて取り組んで、議会の中の合意も取りながら中学校卒業までを一気に実現を したと。そのときに、近隣の市町はどうなったのか。それは幸田町めといって、幸田町 が議会で町長がその取り組みを発表する。それに合わせて隣の町は新聞発表して我が町 もだっていったわけだ。そういう取り組みをする。例えば、そういう形の中で医療機関 のほうも、幸田町がおやりになるならやっていただいて結構ですよと。あそこと調整、 ここ調整と、それは私は調整そのものは否定をするつもりはない。しかし、近隣のとい ったときには近隣の顔色を伺いならごそごそ事を進めていってやっていくということが、 自治体の自治体たる町がその使命を果たすのか。他の顔色を伺いながら、ご機嫌を伺い ながら、もみ手をしながら幸田町ちょっと済みませんが早めに取り組みますがいいでし ょうかなんて、そんなことをやってたら自治体なんか要らなくていいでしょう。それは 幸田町が歩んできた経過はそうなんです。西三河の中でも先駆けて取り組んできた。そ のことが刺激になって近隣の市町も取り組もうと。それは前進させてきたんですよ。そ うしたときに、まさに先駆的だという言葉がよく使われる。先駆的にその役割を、この 医療費拡大の先駆的な事例をなぜとらないのか。ついて回れが一番楽やんな、ほこりか ぶったっていいもんな。そういうことで住民の安心して子育てができる環境をつくって いけるのかどうなのかという基本的な問題ですわ。どうされる。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) あくまでも決定という点でいけば自治体が判断をすること でございますので、近隣の顔を伺ってということではなくて、いろいろな状況を踏まえ た上で決定をしていくというのは、町としての態度であるかというふうに思っておりま

す。先駆的なという形で地域を引っ張るという点では、そういう効果というのももちろんあるかというふうに思っておりますが、現在、幸田町としては先ほどいろいろな条件を言わせていただいた中で、18歳の拡大というのは現在検討を行っていないというところが現在の状況だということで言わさせていただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) つまり、対象年齢の拡大で何が問題かといったら、私どもは検討しておりませんよと。あと、へ理屈は理屈をつけてやっております。検討してなかったらこんなものはできないんです。いかにして後からついていく、一番楽な行政をしていくのか。幸田町はそういうことで歩んできたんじゃないですよ。そういう点からいくと今日の大須賀町政というものが、安心して子育てできる環境づくりだ、後からついていく後塵にまみれてでもやっていきますよという感覚なんです。あなたもそれに染まってきてるということですが、もう少し視点を変えていきますと、これは立地監にも影響してきますよね。

2014年度の政府の補正予算に盛り込まれた地域住民生活等緊急支援のための交付金、これは新交付金と言われておりますが、新交付金の交付対象事業には2つのタイプの交付金があります。新交付金は地方自治体が国のまち・ひと・しごと総合戦略で、地方版総合戦略等を策定することを交付の必須の条件にしておりますが、新交付金が住民生活の支援や地域活性化のための施策の財源となることを積極的に生かして、子ども医療費助成などの事業に取り組んでいる自治体が急速にふえておりますが、まず、その実態について承知されているのかどうなのか答弁がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) まず、医療費の拡大という点でございますけれども、総合戦略交付金の中に地域の医療費を含めたということで記載されているということでございますけれども、先ほど御報告しましたように、子ども医療の国の医療化については現在検討中ということで私どもは理解してございますので、今回の交付金とそれがどうつながるかについてはちょっと承知をしていないというところでございます。ただ、18歳までの拡大につきましては先ほど御報告しましたように、愛知県下では8つの市町村が現在拡大に取り組んでいるという点でありまして、昨年の報告と比べますと1カ所これはふえている、東栄町が新規に取り組んだということで、その点では1自治体ふえているというのが現状でございます。
- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) ただいま議員がおっしゃったとおり、私ども企業立地課のほうで地方総合戦略のほうの策定の所管の課をやっているところでございます。地方総合戦略におきましては、議員がおっしゃるとおり「なめらかなまち」「子育ての支援」につきましては項目で挙げさせているところでございますが、新型交付金についてこちらのほうの拡充というところは、現在、私どものほうでは検討の段階には入っていないというところでございますので、御理解いただければ幸いでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) わしのところは検討してへんよということです。だが、私はそんな

こと検討してるかって言ってない。実態としてあなた方が総合戦略だ地方創生だと言いながら、制度として国にちゃんと必須の条件として、ひと・まち・しごと総合戦略の関係で地方版をつくれば必ずやりますよという状況の中で、じゃあ、全国的にはどういう状況にあるのか。新交付金を受けて、子ども医療費などの拡充のために使っている自治体の数はどうなのかということをお尋ねしたい。

- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) まことに申しわけございません、前回の初回第1回の新型交付金につきましての状況、数字はまだ国のほうからまとまったものが報告を受けてございませんので、回答することができません。よろしくお願い申し上げます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) まとまったものを受けてないじゃないですよ。横着してるからそうなる。国のほうは総合戦略できちんと位置づければその対象になりますよと、こう言ってるわけですよね。だから、安倍内閣が1億総活躍社会だと言ったときに、地方創生の立場からいけば必要な事業であり、少子化対策、子育て支援事業として新交付金の新規事業と申請を受け付けて交付決定をしていくということであります。こういう点からいけば、もう既に全国的には3桁に近い自治体がこの交付金を受けて、子どもの医療費あるいは保育料の減免も含めて少子化対策で取り組んできている。それはあなた、国のほうから全然知らされてないじゃ、そんなのは横着者だ。先ほど申し上げたように2つのタイプがあるよと。そのうちの1つで企業立地だ企業立地だってばあっと走ってるだけなんだ。子どもは据え置かれてる、知らん顔だ。どうだって言えば、いや国のほうから案内がありません。当たり前だ。自分たちが申請しなかったら国のほうからやれや、やれやなんて来るわけないでしょ。選択肢の中で、あなた方は子育ての選択肢はほっておいて企業誘致だと。企業立地だといってそこに飛びついただけで、案内があろうとなかろうと2つのタイプがあることは、あなた自身は承知してるのかどうなのか。
- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) 新型交付金につきましては説明会にも私が出席しており、そのような説明があったということは理解をしております。
- ○14番(伊藤宗次君) そんなこと聞いたか。聞いたことにちゃんと答えてくれ。
- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) 新型交付金につきまして、子育て支援を含む福祉系の項目が あるということは存じ上げている次第でございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) ことしの3月28日、政府の地方創生交付金を活用して子どもの医療費無料化を前進させるべきだということで、28日に発表された子どもの医療制度の在り方等に関する検討会の議論の取りまとめがされておりますよね。私は知らんと、子どものことは知らんとな。その中で、1億総活躍社会に向けた政府全体として少子化対策を推進する中で地方自治体の取り組みを支援するべきだと、こういう意見が大勢だったよという報告が政府に上げられております。そうしたときに、わしの選択肢の外だからわしは知らんよと。これでいいのかと。地方創生だといって一人で突っ走っていって、

トンネル予算でどんどんどんどん名大とキャビアが食べたいというだけの話なんだ。そういう地方創生もあるでしょう。しかし、そういう地方創生以外に子育ての支援をする地方創生もあるときに、我関せず、我は知りません、政府から案内がありませんなんていうね、そういう構えでいいのかということなんです。どうなんだ。これだけはきちんとしたい。

- ○議長(浅井武光君) 企業立地監。
- ○企業立地監(志賀幸弘君) 議員がおっしゃるとおり、もともとまち・ひと・しごと創生法につきまして、まずは雇用の仕事を生み経済の循環をするというところから始まり、今回、1億総活躍というところで福祉系においても新たなコミュニティビジネスの可能性があるというところで方針が新たに追加された。そういった意味で、子育て支援についての項目もあるということは存じ上げているところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 地方創生の総合戦略の中で子育て支援についての項目、事業があるよ、交付金対象ですよということはあなたは承知をしてるということですので、ここからは町長の答弁をいただきたい。地方創生交付金を活用して子どもの医療費無料化、これを前進・拡大という点では、先ほども申し上げたように既に全国的には3桁に近い自治体が取り組みをされております。そうした中で、町長はこの地方創生の中の子育て支援、少子化対策について、地方創生の制度を活用して取り組まれる意思があるかないか答弁がいただきたい。
- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 今、伊藤議員からのお話でございますけれども、内容につきましてはよく調査しまして、検討させていただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) お役所言葉に善処3年、検討10年という答弁があります。それは 善処しますよ、検討しますよといって結論を出すまで3年かかる、10年かかると。こ ういう内容であってはいかんわけなんだ。町長も今内容をよく検討をしていきたいとい うことですので、まさに善処3年、検討10年という類いにしないような形の中で、私 は子育て支援そして貧困というものに向き合いながら医療費の無料化の対象年齢の拡大 に積極的に取り組んでいただくことを申し上げて、次の質問に入ってまいります。

今年度の施政方針につきましては、ことしの3月2日の3月議会で町長が施政方針を述べられました。そのトップ見出しに「更なる子育て環境の充実したまちの実現に向けて~多世代に心地よい なめらかなまちを目指して~」こういうトップ見出しがございますが、まず、今年度そういう点でいきますと何を指して心地よいなのか、何がなめらかなのか、この文章から読むにいたって内容を見ても全くわかりません。まさに活字がひとり歩きしてるなという印象は持ちます。したがって、そういうトップ見出しの関係も含めて説明がいただきたい。

- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 施政方針のトップ見出しということで掲げさせていただきました。 「更なる子育て環境の充実したまちの実現に向けて~多世代に心地よい なめらかなま

ちを目指して~」という大きな項目を上げさせていただきました。伊藤議員も御承知のとおり、幸田町は現在きょうで4万405人ということで、人口がふえている中でどうしても子育てを充実した町の体制を組まなくてはいけないだろうということでございます。しかしながら、子どもたちがふえるに従いながら高齢者もそのようにふえているという状況であります。その中において、そういう子育てと多くの世代にのんびりした幸田町で暮らしていただこうということで、こういう見出しを掲げさせていただいているわけであります。ですから、特に児童館だとかそういうものをつくってまいりますというお話をしているわけですけれども、それに対して単なる児童館じゃなくて高齢者も一緒に集うような場を設けて、また地域の公民館だとか老人憩いの家をオープンして、地元でのんびり過ごせるような体制も組んでいこうと。そんなようなことも全体的に踏まえまして、そういう言葉を使わさせていただいているということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) あれもこれもと言われますけれども、結局、トップ見出しで私に言わせれば活字が踊るような心地よいという意味合いの表現というものが、今、言われたような形の中で人口増の町で子育て支援の体制も組んでいく、高齢者もふえると。多くの世代の人たちがのんびり暮らせるように児童館あるいは高齢者も地元でくつろげるような、こういうことがあなたの言われた内容の心地よいということなのかどうなのか。こういう点で説明がいただきたい。
- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 心地よいか心地よくないか、それはそれぞれの人によって感じ方は違うであろうと思います。私が申し上げているのは、皆さんが先ほど言ったようにのんびり暮らして、長生きできて、家族と一緒に暮らせるような、そういう心地よいという意味をこうして掲げさせていただいているわけでありまして、それぞれ人によって受け方は違うであろうというふうに思っております。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 町長の答弁のとおりだと。まさに、その受けとめ方は人さまざま、みんな違う。みんな違う中で、町長が今年度の政策の大綱である施政方針、じゃあ、施政方針といったら何なのかと。施政方針は何なのかといったときに、トップ見出しの中で心地よいなめらかだというならば、心地よいという施政方針ですからその具体化、具現化というものはあってしかるべきだと。今年度に入って半年がたちました。そうしたときに、町長の施政方針の心地よいという表現が、じゃあ、施策の中でどう具体的に生かされて、そうだと、これが心地よいだというものがあるのかないのかといったら、それはそんなのはみんなそれぞれ受けとめ方が違うじゃないかと。それは当たり前ですよ。千差万別。そういう中で行政として、幸田町の行政のトップとして今年度に掲げる施策の中心的な施政方針の内容が心地よいというものの具体例は何ですかと。なめらかなというようなものは何ですかということをお尋ねしてるわけだ。
- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 施政方針というのは、私の町政に対する基本的な考え方ということで、予算案、重要な施策について述べるものだというふうに思っておりますけれども。

28年度の大綱等の中には子育て支援・教育、そういうものを重点的な形で出しております。子育て環境の充実した町の実現というようなことで、幸田小学校の増築だとか北中の整備計画だとか、認定こども園の新規助成だとか、児童クラブの増設、それから新規児童館の建設準備等々、いろいろなことの施策を形として一応出させていただいております。そういう意味では、地域間、世代間におけるような隔たりのない町を目指していきたいなと、そういうことを思っているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) それはこの施政方針の中の、これは1ページになりますが、今言わ れたあれこれの施設については挙げられております。そういうものを指して、これがな めらかであって心地よいなのかどうなのかということが一つある。それから、一つ、今、 町長の答弁を見て非常に懸念をするのが、地域やあるいは世代によっていろいろなあつ れき、私が受けとめたですよ、あつれきがあるという認識。まあ、そういうのも認識で すから、それはそれで構わないけれども、地域間に格差があったり、地域間の感情がず れてくるのは、それはそこの地域の特性でしょ。若い世代と高齢者の世代、転入者と昔 から定住している人たちの感覚、感情のずれ、これはあってしょうがないわけなんだ。 それをあげつらって、じゃあ、どうするかということを言われるなら、もっと具体的に 出さないといけないですよ。行政は物事を解説したり解釈する。そういう行政は解説者 や評論家ではないわけなんだ。解説や評論は専門家に任せておけばいいです。解説や評 論というのは全く無責任だ。だけども、行政のトップたるものは責任があるわけですよ。 まさに、そこに住む住民の安心安全の町をどうつくり上げていくか。そのために施政方 針があり、その施政方針の具体化の中の内容が心地よくてなめらかだと。それはまさに 活字のひとり歩きじゃないですか。私はそれを具体的にしてくださいよということを申 し上げている。
- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 何か多世代に心地よくって、心地よくないとか、何か伊藤議員の考え方と私とやっぱり違いがあって、それは仕方がないことかなと思っておりますけれども。町民がのんびりできるようなそういうまちづくり、そういうことに力を注いでいくということが主たることでございますので、先ほど格差ということを私は申し上げたつもりはなかったんですけれども、各地域に伊藤議員がおっしゃるように格差といいますか考え方の違いがあるということをおっしゃってる。それは私自身も確かに感じておりますから、その地域に対して、地域の皆さん方の御要望があることに対して、地域の例えば一つは研究会とかいろいろございます。そういうところの皆さんの声を聞きながら、何がそこの地域は優先すべきことか、そういうことも考えながら行政の中にも反映していきたいというふうに思っております。そのように考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 町長の答弁とまともに向き合うとどこへ入っていくのか、やぶの中 に引っ張り込まれていくような感覚がするんですよね。結局、言葉はあるけれども、じ ゃあ、具体的に今幸田町が進めている事業の内容の中で、あなたが施政方針の中で述べ

た心地よいとは何なのか、なめらかなのは何なのかという点からいくと何も、今、答弁 をいただきましたけれども見えてこない。私自身がつかめてないという点からいくと、 まさに施政方針とは何ぞやというものの大もとから私はこの問題を提起をしているわけ ですが、そうしたときに、あれもやります、これもやります、そして地域によって世代 間によっていろいろな感情のずれがありますよ、どうするかと。そんなものは解説者だ。 評論家ですよ。ですから、私は、行政は解説者や評論家になってはならない。実務的に 実践的に事業をどう進めていくことによってそういう地域間の格差や、あるいは年齢間 の感情のずれと、年齢間の感情のずれを直そうたって無理な話。それは生まれてからこ の方、15年、20年、40年、50年、70年、80年、違って当たり前ですよ。み んな一色にしたらどんな世界になるんだ。そういう人たちを包含をして4万何がしの幸 田町という自治体がある。その自治体の中でその自治体のトップとしてどういう施策、 施設をするのか、これが私は施政方針だと。施政方針の中身が問題だといったときに、 幾ら読んでも心地よい、なめらかというのが浮かんでこない。先ほど申し上げたとおり、 この1ページの中にはあれもやります、これもやります、これが必要ですよということ は挙げつらってあります。施設をどんどんつくれば心地よくてなめらかなのかと。私は、 そういうことを求める人たちが見えることも事実、しかし、そういうことだけでいいの かということの問題の提起の仕方であります。したがって、町長自身が施政方針で述べ られているまさにトップ見出しで心地よくてなめらかというものの具体化、具現化とい うのを再度お聞きをします。

- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 冒頭にこうして掲げたことでありますけれども、常にこれでいいということはないわけで、常に先を見てこうしていきたい、こうしたい、そういう一つのあらわれでもありますので、施政方針の先ほど言いました「心地よい なめらかなまちを目指して」というのは単年度でできることでもないし、先を見てそういう町をつくっていきたいということでございます。今後におきましても、伊藤議員がすっとわかるような題目にして、そういう形によく理解いただけるような、「なめらか」だとかそういう言葉も以前にもいろいろお話をいただきましたけれども、「なめらか」とは何だというお話をいただきました。のんびりゆっくりというようなことでございますので、もう少し町民の皆さんに、伊藤議員もしっかりすっとわかるようなそういう見出しに、サブタイトルといいますか、そういうものにして町民の皆さんによくわかっていただくような形で進めさせていただこうと思います。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤君。
- ○14番(伊藤宗次君) 私はこの内容がいいとか悪いとかじゃなくて、掲げられた内容が具体的に何を指しておられるのかと。心地よいとは何を指してどういう施策を展開をしていくのか。なめらかだと言われるなら、なめらかの具体的な施策の展開は何ですか。これをもう少し具現化してくださいよということを申し上げております。そうした中で、私はあなたが言われているように、ややもすると行政は評論家になったり解説者になりがち。そういうことを住民は何ひとつ望んでないし、そういうのが今蔓延をしております。そういう中で、まさに町民にとっては公務員は上から目線で物を言うと、こういう

感覚で今住民の中で問題が提起をされております。したがって、私はここで言うところ の施政方針がもう少し自分の足もとを見詰めた形の中で展開されるようにということを 求めて質問を終わります。

- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 伊藤議員からの施政方針につきまして御質問をいただきました。 私も、これは3月議会でお話をしたときからずっと見ておりませんけど再度見させてい ただきまして、伊藤議員の言われたこともいろいろ頭の中に入れまして今後の行政推進 に努めてまいりたい、そういうふうに思っております。ありがとうございました。
- ○議長(浅井武光君) 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、大嶽弘君の質問を許します。

10番、大嶽君。

○10番(大嶽 弘君) 議長のお許しを得ましたので、通告順に質問をします。

きょうのテーマは遊休農地の活用策ということと、2つ目が財政展望と総合体育館構想、この2問といたしました。

ことしの夏は暑かったところでありますが、個人的に三重県のいなべ市農業公園、それから岐阜県関市にあります板取川という川の上流にあります山奥、山間地でありますが、そこにあります名もなき池、モネの池というふうに通称言われているというところがございますが、そこの2カ所を訪ねてまいりました。

モネの池といいますと、中央公園の横にあるコイが放たれてる池がございますが、あの池よりももっと小さいぐらいの池でございました。スイレンが植えられて花がちらちら、そこにコイが放たれておりました。ちょうど白い花にハートマークの赤い色が額についておりまして、それを写真に撮るのが目的のような感じで、連日猛暑の中で1,000人以上の人が訪れるということであります。わざわざ宣伝をするためにつくったわけでもないし、金もうけをするためにつくった池でもない。たまたま村の人が池をちょっと整理をして、そこにコイを入れた。それをインターネットにぽんと誰かが書いた。それがうわさがうわさを呼んでNHKにも取り上げられ、全国から観覧というか見物というか、憩いの場を求めるというか、そういう場所があるわけであります。幸田町にもそんなような名物があるとすばらしいなという気がいたします。当然、幸田町にはしだれ桜とか、たこ揚げとか、本光寺のあじさいとか、いろいろ努力して頑張って町外からもお客が来るわけでありますが、幸田町をさらに生かしていくには何かいい方法はあるかなということでありますが、最も大事な土地の話で使われていない遊休農地、これは土地があるじゃないのと。これをどういうふうに使ったらいいのかというようなことがきょうの焦点とさせていただきました。ちょっと前置きが長くなって恐縮でございます。

遊休農地の活用ということでありますが、活用方法としていろいろ考えられることと

しては観光もあるでしょう、散歩もあるでしょう。それから、子どもを呼んで農業体験をさせることもあるでしょう。それから、専門家を呼んで農業の大根のつくり方でも結構ですがそういうつくり方教室とか、園芸の教室をつくるとか、地域外と交流をするとか、いろいろなことが考えられるのですがとにかく土地がないとできない。土地がないところに空中でやるわけにはいかないということで、幸田町にもいっぱい土地がある。それも遊んでいる土地がある。それをどういうふうにしたらいいのということで、農地法とかいろいろな制約があるのは当然のことでありますが、それに関しまして幸田町の今の遊んでいる土地というか、遊休農地というのは大体どれぐらいあるのか確認されておりましたら数値をお願いします。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) 町内の遊休農地の現状はということかと思いますが、農業委員会が農地法の第30条に基づき、毎年9月ごろに農地パトロールとして農地の利用状況調査を実施しております。昨年の9月の調査では、遊休農地としての田んぼは2万6,473平米、畑が3万4,277平米、合計6万750平米となっております。これは農業振興地域内の農用地の0.47%というのが去年の結果でございます。
- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- 〇10番(大嶽 弘君) ちょっと数値が聞き取りにくかったんですが、畑が2万6,763、田んぼが3万2,000、ちょっと後がわかりませんので後ほどお願いします。合計6万750平米ということでよろしければ確認のまた回答をお願いします。

それと、今の遊休農地について所有者の方はこれからどうしようかというようなことを、これからは放っといてもう何もやらないよというのか、いや、3年後に息子が東京から帰ってくるからそこで畑を耕すとか、そんなような所有者の意向調査のようなことは現実に農業委員会のほうでやっておられるのか、アンケートをやっておられるのか、その辺の状況についてはどうでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) もう一度面積のほうを言います。田んぼが2万6,473 平方メートル、畑が3万4,277平方メートル、合計6万750平方メートルです。

また、所有者の今後の耕作見込みなどの意向調査につきましてということですが、農業委員会が先ほど言ったように年に1度利用状況調査によって遊休農地に該当すると判断した農地につきましては、土地の所有者に対して利用意向についての調査を行っております。その目的は、利用意向調査をすることによって農地の耕作の必要性を意識してもらって、耕作を行うことで遊休農地の解消を図るためであります。遊休農地の所有者からの利用意向調査書の回答が「みずから耕作する」または「みずから受け手を探す」または「農協を通じて耕作者を探す」と回答された方につきましては、また6カ月ぐらい経過した後に回答どおりにその行為がなされているかを現地に向かって確認いたします。そして、その調査書どおりに農地の利用が図られていない場合は、土地の所有者に対し農地中間管理機構との協議を勧告いたします。また、調査で耕作できないとか、返送がなかった場合につきましては、農地中間管理機構へ通知して農地中間管理機構との協議を勧告していきます。このようにして農地を再生することを主眼にして遊休農地の

解消を図っているというのが現状でございます。

- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) あくまでも農地の再生を目的としていろいろな策を講じていくというような話でありますが、この幸田町第6次総合計画の第2章の文章をちょっと引っ張ってまいりましたが、いろいろ文章がありまして42ページでありますが、これはここだけの話で。耕作放棄地の増大というのは周辺農地に悪影響を与えて、いろいろないいことよりも悪いことばっかりだよということで何とかしたいと、こういうことでありますが、農地中間管理機構もあくまでもこれも国のほうの方針とか考えてきた知恵であろうと思いますが。とにかく農地は必要だよ、再生したいよ、何とかしよう、こういうところから見ますと、こういう農産物や農業の発進とかいろいろを含めまして国とか県というものは必要だよ大事にしなさいと言っているだけでなくて、いいメニュー、こうしたらいいとか、こういうふうなことはどうでしょうかという提案があるのか。それとも、こちらから提案をしていけば、それはいいことだということで支援・補助をしていくというような、そういう制度というかメニューというのは役場のほうに来ているのでしょうか。
- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) 国・県でどのような案かメニューがあるかという質問でご ざいます。

愛知県におきましては、今やっているのが「いいともあいち運動」というのがあります。これは、愛知県の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を通じて県民全体の暮らしの向上を図るために、県民1人に県の農林水産業の応援団になってもらって、消費者と生産者が一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという運動を今展開しております。この「いいともあいち」という言葉には次の言葉がありまして、県内の消費者と生産者が今まで以上にいいとも関係になろうとか、「イート・モア・アイチ・プロダクツ」といって、もっと愛知県の産品を食べようという趣旨でやっているものでございます。県民の方に愛知県の農林水産業の応援団になってもらって、消費者と生産者が一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという運動でございます。愛知県の農林水産物をもっと食べていきたい、もっと利用していきたいというこの愛知県版の地産地消の取り組みでもあります。そんな応援団をできるだけふやすため生産者から消費者に至る県内のいろいろな機関、団体、業界等が安全で新鮮な愛知県の農産水産物の供給に努めたり、農山漁村に関する情報発信や交流・イベントの開催などをいろいろな活動を提携して行っております。

実際に愛知県産の農林水産物を販売している推進店というのがあるわけなんですが、 愛知県下に999店舗、町内にも11店舗あって、憩いの農園や道の駅 筆柿の里・幸 田、またスーパーセンターオークワ幸田店を初め町内の全てのスーパーマーケットがか かわっていて、こういうことをやっております。ただ、地産地消の活動しか今愛知県は やってないんじゃないかなとは思っております。

- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) 国の話はちょっとよくわかりませんが、県としては地産地消を目的

としていろいろな展開を図っていくということでありますが、じゃあ、具体的にはどうなのといって地産地消、ちょっと意味がわかりませんが、まあ、そういう活動を展開するという。これは県の方針で進めているということでありますが、幸田町単独としまして第6次総合計画の話がさっき出ましたが、これを10年展望の中で耕作放棄地についてはどうあるべきだとか、これをどういうふうにしていこうとか、そういうものを将来ローリングの中で展開なり発想なりそういうものを打ち出していこうというような動きはあるのでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) 先ほどちょっと国のことを言い忘れたわけなんですが、国のほうはそれほど大したプロジェクトというものはちょっと僕はわからなかったんですが、その中で農業女子プロジェクトといって農業に携わる女性農業者のための何かいろいろなアイデアとか新しいサービス、農業をするのに便利な製品とかをいろいろ製造しておこうというようなプロジェクトはちょっとあったと思います。

また、第6次総合計画のことでございますが、現時点では第6次総合計画の実施計画に耕作放棄地対策としての折り込むような具体的な対策はありません。しかし、本年4月1日から改正農業委員会法が施行されており、改正の柱の一つに「農地利用最適化推進委員の新設」というのがあります。最適化推進委員はみずからの担当地区において担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行うとされております。本町でも来年の7月30日からこの新体制となりますので、今後、この活動の状況を見ながら対策を検討し、必要があれば実施計画にも反映していきたいと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) 町としては第6次総合計画の中に折り込むことは考えていないけれ ども、新しい何とか委員ですか、これで来年の7月からそういう体制づくりをしていろ いろ研究していきたいと、こういうことでありました。再度何とか委員という話をもう 一遍回答を後でお願いします。

それから、三重県のいなべ市に総合公園という大きな、日本一をキャッチフレーズにして、冊子にしても何でも日本一でどうのこうのとすごい立派なパンフレットをいっぱいつくってばらまいて、インターネットにも華々しく書いてありますが、こういう大きな農業公園というかなりの国の資金を使って、県の資金も使ってやっていると思いますが、こういう大きな農業公園というものを。それから、大きいものをつくるなら西尾とか蒲郡とか岡崎とか一緒に手を組んでやりましょうとか、いろいろなことが考えられるんですが、やるやらないは別としましてそういう大型農業公園構想とか広域とか、そういうものについての今の考え方を示していただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) 先ほど言いましたのは農地利用最適化推進委員ということです。

それから、いなべ市の農業公園のことについて私もちょっとインターネット等で調べたわけなんですが、ここは調べたことについてしゃべりたいと思いますが、ここは中里

ダムで水没した農用地の代替地として県営農地開発事業で造成された畑でありまして、一時は工業団地として企業誘致も検討されたのですが、バブルの崩壊や工業用水不足等で企業進出が見込まれないことから、平成8年に高齢化の進むいなべ市で高齢者が生きがいを持って生活できるようにする元気高齢者対策と、水源地としての景観や水源を守る農業の多面的な機能を重視し、地域、農業を守る対策が緊急に必要とされました。そこで、特に高齢化の著しい鼎地区において荒廃農地を有効に活用して都市農村交流拠点(農業公園)を整備し、都市と農村との相互の理解の促進、高齢者就業機会の確保、農地の新たなる活用による特産品の開発、生産者の生きがい発揮による地域の活性化を図ったものでございまして、規模も大きくて38ヘクタールの梅林公園では梅の実を中心とした梅林と、梅の花を中心とした梅園、あとブルーベリーなどが配置され農業体験のできる滞在型貸農場で収穫体験ができたり、またもう片方のところには18ヘクタールのエコ福祉広場というのがありまして、四季折々の花畑、ボタン園、パークゴルフ場、地元野菜のビュッフェスタイルレストランなどが整備されているみたいであります。地域の住民や都市住民にとっての憩いの場、農業体験の場となっております。また、東海では最大級の規模を持つ梅まつりやぼたんまつりが開催されているそうです。

幸田町はいなべ市の状況とはちょっと違いまして、まだ高齢化率も他市と比べて低く、 農家や担い手も比較的機能していると考えております。また、農地開発事業などで造成 したまとまった農地の大半が荒廃している状況にもないため、今すぐに農業公園などの 多用途へのという構想は持っておりませんし、近隣市との広域連携も持っておりません。 しかし、今後農業振興地域内の農用地を取り組むような公園建設が計画されることがあ りましたら、農地を生かした公園整備などもまたその計画の中に入れていくことを検討 していきたいと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) 公園計画があれば農地も活用して進めていきたいというような気持 ちはあるということでありました。幸田町は先ほど言いましたが、しだれ桜とかあじさ いとかいろいろな、筆柿もそうですが観光で訪れるお客さんもかなりありまして頑張っ ている町だというふうに感じております。ところが、いろいろな新聞紙上、テレビなん かを見ますと、藤の花を見るんだったら岡崎の公園へ行こうかとか、それから碧南のス イレンを見にいこうかとか、刈谷ではすの花まつりをやるからというPRがあるとみん なでばっと集まって団体で見にいくとか。そういうふうに入ってくるよりも、今は高齢 化もあります、時間をつくって家族でちょっとどこかへ外出しよう、何かあったら楽し いね、ただ食事をするより何かを見て、そして食事をしてちょっと体を使ってというふ うな、そういう時代に入ってきているわけでありますが、そういうことを見ると町外に 出ていくほうが多いなという感じがしております。こういう幸田町、先ほど何万平方と いう農地があいているよいうことでありますが、そういうところに池をつくって鳥が飛 んでくる場所だとか、藤の花でも結構ですが秋になれば秋の花、萩の花とかいろいろあ るわけですが、そういうものを公園的に活用して、そしてモネの池ではありませんが何 もないところに、幸田町にはこういうところがあるよ、ここへ行くと春はこういうもの があるよ、秋はこういうものがあるよ、夏に行くとこういうものがあるよというような、

こういう農地を活用した何か幸田町版のそういうものをみんなで考えて、こんなものどうだろう、あんなものはどうだろうというようなものをいろいろな意見集約でも収集をして総合計画に織り込んで、これは3年計画でいきたいよね、5年計画でないと無理だよねというような形でぜひ検討していただけると、町民が例えば今は中央公園で朝なんかすごい散歩する人がいっぱいおりますが、散歩の人もおりますし運動する人もあります。きょうは深溝のほうのここまでちょっと歩いてみようかとか、坂崎まで歩いてみようかとか、ちょっと暑いから帽子がいるかなとか、そんなような楽しみでそういううわさが流れてインターネットへぽんと書き込みをすると県外からお客は何万人と来るわけでありまして、そういうところに書き込むにはそれなりのものをちょっと個性を持った幸田町版の何々、ここは水辺で遊べるところとか、NHKが来て農業教室をやるとか、何かそういう目玉を一つでもぽんとつくると幸田町というもののPRにもなるし、みんなの元気、幸田町でこういうことをやってるよというと何となくうれしくなって元気になってくるということがございます。そんなことでまた御検討していってほしいと思いますが、部長さんの見解はどうでしょう。

- ○議長(浅井武光君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(伊澤正美君) 全国的に人口が減少する中で、幸田町はまだ人口増加の傾 向にある活気ある町であります。春は大井池のさくらまつりや文化公園の幸田しだれ桜 まつり、本光寺のあじさいまつりは近隣と連携して観光面にも力を入れております。農 業体験のための農地の活用といたしましては、現在、町内2カ所、大草の上六条と深溝 の東光寺での貸農園を行っております。大草の上六条地区は幸田ふれあい農園なんです が、68区画あります。深溝の東光寺には就農支援研修農園という位置づけて12区画 があり、実施しております。また、農業体験教室は幸田町の特産品の筆柿を親子で育て る教室を行って、児童のころから農産物にふれあうことで農業への関心を高める活動を 行っております。また、災害時総合応援協定の交流という観点で、長野県の箕輪町にお いて幸田町の親子がリンゴのオーナーとなって摘果や収穫等の農業を体験する農業体験 を行っております。今後、この面積や立地条件等すぐに耕作が再開できる遊休農地等が ありましたら、今でも幸田ふれあい農園のほうは満帆でございますので農業体験教室や 貸農園が行えるような遊休農地があったら、農業公園とかネットに投稿できるようなも のができるかどうかはわかりませんが、小さな農業体験の場や趣味の園芸的な場などへ の活用方法もまた今後の遊休農地の調査で上がってきたところでそういういい適地があ ったら、また今後そういうのは検討していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) どんな事業も本当に小さい一歩一歩から一つずつ広がっていくとい うのが本当に強い、何ていうか、固まったそういう事業展開に結びついていくと思いま すので、またよろしく頑張っていただきたいというふうに考えております。

続きまして、2つ目の財政展望と総合体育館構想ということで出しましたがちょっと 書き方を間違えまして、本来は総合体育館構想と財政展望としたほうがよかったかなと いうふうに考えておりますが、今、町内の話をわらわらしますと、総合体育館構想って 幸田町はどうなるんですかとかいう話が時々入ってまいります。現在、第6次総合計画の中の実施計画に総合体育館構想というのを今後折り込んでいくということを想定しているのか、それとも今のまま進んでいくのか、そのあたりの状況について説明をお願いします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 総合計画の実施計画でありますけれども、御承知のとおり実施計画につきましては、具体的に直近の3カ年度の計画を策定をしていくものであります。今年度、28、29、30、この実施計画が該当してくるわけでありますけれども、実施計画の28年度スタートの分には具体的に総合体育館の建設に向けた表記の記載は載っておりません。しかしながら、次年度、29年度から向こう3年間を計画期間といたします次期実施計画の中には体育館の用地確保を前提とした用地交渉、あるいは農業振興地域の除外手続、そしてまた用地買収手続等につきまして年次計画の案を載せさせていただきたいなというふうに今のところは考えているところであります。なお、今年度につきましては、用地取得に係ります関係法令や各種許認可手続の事務レベルでの調査・検討を今行っているところであります。
- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) 29、30、31年度の実施計画の中に折り込んでいきたいという 話でありますが、当面は用地取得についてできるか、できないかを含めて法令の関係に ついて調査する、こういう話でありましたが、選定作業というのは例えば幸田町が北から南までありますが、蒲郡との広域もあるわけでありますがある程度、具体的にはまだ 発表できる段階ではないかと思いますが、ある程度こんな方向づけでいければいいなと いうような考え方とか方向づけのようなものがありましたら示してください。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 体育館建設を前提といたしました用地の選定作業については、 まだ具体的にはしておりません。しかしながら、一つの候補地としては、近接地にあり ますハッピネス・ヒル・幸田の光明寺川を挟んだ南側の調整区域の農地を一つの候補と して事務レベルでの検討をしてまいりたいと、今、こういうふうに考えています。
- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) 候補地として考えているところはあるよと、こういうことでありますが、また具体的な展開がありましたら示していただければというふうに思います。もちろんそういう体育館をつくるとなるとかなりのお金がかかるということでありますが、どういうものをつくるかによっても全然違うわけでありますが。前回、議員に示されました幸田町公共施設等総合管理計画、28年3月でありますが、今後これから幸田町40年間に公共建築物の修理・維持・改修・建築、全部含めて理想的なものをつくろうと思うと1,704億円かかると。年平均にすると42億円強。42億円というと幸田町の財政から見ると半分近いわけでありますが、そういう公共施設を整備していくということを公表しながらそういう新たな建物をつくるというのは大変でありますが、とにかくメインである税収がどうなるかということが一番問題でありますが、これから先のもちろん推測で結構でございますが、この5年間ぐらいの税収の展望等を試算したものが

ありましたら示してほしいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 税収ということで私のほうから答弁させていただきますが、平成26年度の税収が93億円ということで、リーマンショック前の税収とほぼ同等の規模であったということでございます。しかしながら、平成27年度は法人町民税の大幅な減収ということもありまして、77億5,000万円と大きく落ち込みをしました。このように大きな波がある本町の税収ではございますが、特に国内の自動車販売の伸び悩み、それから最近の円高、こういったこともありまして今後の税収の見込みとしましては、平成29年度につきまして今84億1,000万円、平成30年度が83億5,00万円、平成31年度は84億円、平成32年度は83億3,000万円、平成33年度が81億5,000万円と見込んでおりまして、右肩上がりの税収は望めないという状況でございます。その原因の一つといたしましては、平成32年度、平成33年度には法人町民税の一部国税化、こういったものがさらに進み、一層の減収になるという見込みがあるということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) 税収の伸びは大きく期待できない、横ばいかひょっとしたら少なくなるかなというふうな状況を描いておいて、先ほど教育部長のほうから用地を取得して体育館構想もやっぱり考えていくということでありますが、財政をにらみながらどういうふうな体育館をつくっていくかということについてある程度の構想がないと、用地がどれだけ要るかということも考えていかないといけないわけでありますが、その辺のどれぐらいの資金が要るとか、やるとすれば借金でやるとか、それから寄附金でやるとか、いろいろな考え方があると思うのですが、その辺で考えておられる展望というか基本的なもので結構でございますが、説明していただければと思います。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 体育館の構想自体はまた今後行っていくこととなりますけれども、いずれにしても用地の取得さらに建設という経費につきましては非常に大きな額となります。また、教育委員会といたしましてもハッピネス・ヒル・幸田の施設の維持修繕にも費用がかかるということでありますので、こうした重要施策の実施につきましては、これから財政部局との調整を継続していきまして、大もとは教育施設整備基金からの繰り入れ、あるいは補助金・交付金も活用をさせていただき、また起債が可能かどうかということも含めて十分な検討・考慮をさせていただきたいなというふうに思っております。

また、PFIというような、最近、近隣の自治体の中でも民間活力を利用したというような例もあるということは承知をしております。本町に導入できるかどうか否かも含めまして考えさせていただきたいというふうに思っております。

- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) ことしの7月に行政視察で議員として塩尻市の市民交流センターを 視察してまいりました。この施設というのは平成22年度に完成しておりますが、図書 館をとにかくここへつくろうと。図書館がない、新しいものにしようというところから

出発しまして、中身は子育て支援とか青少年育成とかいろいろなあらゆる機能を、あら ゆると言っては語弊がありますが、関連するさまざまな事業を展開したり部署を置いた りして活動しておりまして、昨年の利用者が目標40万人のところを67万人訪れたと いうことで、予定以上に利用者が多かったということを担当の方は言っておりますが。 人口6万6,700人と言ってましたが、市外の方の利用が多いということであります が、それだけ魅力があるという意味だと思います。会議室なども予約は6カ月前からと いうことになってますが、その中で私がちょっと気になったというか、おおっと思った のは若者向きの音楽練習室って、防音壁をつくってドラムをたたいてもラッパを吹いて も外に漏れない、迷惑をかけない。暴走族でバイクを走るのと違いまして、もう一生懸 命で発散したり、自分の能力を高めようというようなことで、そういう音楽教室という ものを3つぐらいつくった。それが予約がとれないほど、もう盛況であるというふうな ことを言っておりましたが、そういう若者向きとか、ほかに幸田町に、この近隣市にな いようなものをそういう体育館の中にぽんと持ち込んで、そうしてみんなで利用して元 気な幸田町、自慢できる幸田町、私もやろうというふうな形にするにはどうしたらいい かということなんですが、この塩尻市ではもう長年かかって、市民参加型ということで、 もう長いこといろんな人の意見を何年も何年も聞きながら、そうして集約していった。 運がいいところもあったわけでありますが、そうしてつくり上げてきたということでご ざいますが、もし今回、当面は用地取得の選別の調査ということでありますが、長いこ とかかるにはどういうふうなものがいい、町民がどういうものがいい。転出・転入して くる人にどういうものがいいかとかいろいろあると思いますが、そういう単なる体育館 でなくて、つくるとすれば複合的にこういうものもああいうものも入れ込んだ、そうい うものはどうだという考え方もありますが、そういう複合施設とか、広域連携とか、そ んなようなことについてのまだ前段階かわかりませんが、教育部長さんどう考えておる か。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 行政視察をされました塩尻市の交流センターの資料は私も見させていただきました。本当にまだ具体的な構想を立てておりませんので、どんな複合的なものがいいのか。あるいは、今の若い人たちがこうしたものが新しい思考としてあればいいのかというようなことも全く加味をして、まだ考えてない状況であります。

いずれにいたしましても建設を前提といたします計画の策定に当たりましては、いろんな団体の方々やいろんな方々の意見を取り入れるような形で計画案をつくっていけるような形がとれればいいなというふうには思っております。

- ○議長(浅井武光君) 10番、大嶽君。
- ○10番(大嶽 弘君) せっかく手がけるということであれば、やっぱり早い段階からいろいろな意見や情報やいろいろな他市の情報とか、いろいろなものを積み重ねて自慢できる、そういう施設の建設を期待しておりますのでよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長(浅井武光君) 10番、大嶽弘君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。午後は1時より会議を開きますのでよろしく

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

- ○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  - 6番、志賀恒男君の質問を許します。
  - 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 議長のお許しをいただきましたので、通告をした順に、質問をして まいります。

最初は、成年後見支援の拡充についてであります。

成年制度の支援ということで、この言葉は余り耳なれないかもしれません。あるいはなじみがないかもしれません。しかしながら、認知症になった場合や、あるいは障害者に関係する人たちにとりましては大変重大な関心のある事柄であるというふうに思います。また、我々高齢者にとっても、いつ認知症になるかわかりません。明日は我が身かという思いで質問をしてまいりたいというふうに思います。

認知症になって判断能力が不十分になったり、あるいは高齢者が必要のない高額な契約をさせられたり、子どもを装って振り込め詐欺の被害にある、こういったニュースを耳にいたします。さらに高齢者施設にいる親の年金を持ち出してしまう親族がいるといった話も聞かれます。

このような状況の中でことしの春に国会で、成年後見制度利用促進法が成立をいたしました。この法律では研修を受けた市民後見人の育成と活用を図ることで人材を十分に確保するというふうに明記をされております。そして、各自治体には地域の特性に応じた施策づくりと実施を求めるというふうにしております。幸田町周辺の自治体であります岡崎市、安城市、西尾市、蒲郡市は数年前から成年後見制度の周知、利用促進に向け、積極的に取り組んでいるように見受けられます。

そこで、最初の質問であります。幸田町における成年後見支援の現状はどのようになっているのかお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 成年後見人制度の幸田町の現状でのお尋ねでございます。 本町におきましては、社会福祉法人、幸田町社会福祉協議会において権利擁護の業務 の一環として、また、障害者の方については町が委託しております相談支援事業所が成 年後見制度に関する相談に応じる一方、必要に応じては手続の説明等の支援活動を行っ ているところであります。

なお、福祉課でも相談を受け付けておりまして、特に成年後見人における町長申し立 てが適当と思われる場合については、福祉課において受付処理をすることとなっており ます。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 中心になっては、社会福祉協議会がと、窓口としては福祉課がとい うことでありますが、そうしますと昨年度における成年後見に関する相談件数といった

ものは、また、その件数のみならず内容についてはどのようになっているのかお聞きを いたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 昨年度の相談に関する実績でございますけれども、包括支援センター及び相談支援事業所における平成27年度の相談件数は18件という報告を受けております。内容につきましては相談ということでございまして、実際的には成年後見制度利用に至ったというケースはないということなのが昨年度の実態でございます。
- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) わかりました。

18件ということで成年後見制度そのものを利用した例はないということでありますが、それでは、過去数年間で相談件数の推移といったものにつきましては、どのような傾向になっているのかについてお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 本町の過去の相談実績でございますけれども、平成23年度が15件、24年度が25件、25年度が27件、26年度が17件、それから先ほど報告しましたとおり27年度が18件というのが推移でございます。幸田町としては若干件数が上下しておるというところでございますけれども、全国の後見人制度の利用人数を見ますと、平成27年度は19万1,000人お見えになるということで、この5年間で24.8%増加をしているという統計がございます。このことから推計いたしましても、今後、幸田町の相談、または申し立て件数は増加の傾向にあると、このように考えているところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) たまたま平成26年、27年は、24、25年に比べて減っておるということでありますが、全国的には増加傾向だということで、恐らくこれはばらつきの範囲での一時的な現象であったのかなというふうに思います。これは、社会福祉協議会包括支援センターに相談のあったということでありますが、現在、幸田町には特別養護老人ホームが3施設ございます。特別養護老人ホームで成年後見制度を利用している方の人数と、また、その課題についてお聞きをいたします。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 町内にございます特別養護老人ホームの利用の状況ということの問い合わせでございますけれども、本町は3つの特別養護老人ホームがございますが、3施設合わせて、現在9名の方が成年後見人制度を使ってみえるということを施設のほうから伺いました。あと、利用する上での課題でございますけれども、成年後見人制度を利用される方の場合、施設で通帳管理ができないため、実際に現金でやりとりをする場合については、施設側が立てかえて、後ほど後見人の方から受け取るというような手間がかかるという課題があるということも聞いておりますし、また、後見人が弁護士ですとか、司法書士の方である場合、金銭管理ですとか、入院時の手続が依頼内容の応募になりまして、実際の日々の例えば着がえやおむつ等の購入を手配するような、緊急に処理するような必要がある場合については対応が少しおくれる、厳しくなるとい

うような課題があると、このように聞いてございます。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 9名の方がお見えになって、金銭管理の面で苦労をしてみえる様子がわかりました。私は特別養護老人ホーム、時々、施設を訪問させていただく機会があるわけでございますけれども、介護に携わっている方々の様子を見るにつけ、その御苦労に対して本当に頭が下がる思いであります。

また、その一方で、入所されて介護されている側の人の備えも、これもまた重要だというふうに思います。今後、高齢化の進展とともに認知症となる人はふえてくるというふうに予想をされます。そういった意味で成年後見制度の充実というものが必要かというふうに思います。

そもそも成年後見制度は、介護保険法の成立と同時に時を同じくして、2000年4月に施行をされまして、介護保険制度の車の両輪というふうに言われております。後見人の選任に当たっては、まず最初に主治医の診断書が必要であります。次に、家庭裁判所が後見人として本人の親族、弁護士、税理士、司法書士、社会福祉士などの中から適切と思われる人を選任をいたします。個人的な感覚ではありますが、利用する立場からすると、裁判所が判断するということで大変使い勝手が悪いように思われます。

しかしながら、周辺の自治体は積極的に取り組んでおるようであります。行政の立場から見て、最初に岡崎市の取り組みについて、どのように考えてみえるのかお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 岡崎市の成年後見センターの件でございますけれども、以前より地域包括支援センターにおいて、成年後見の相談手続、また助言を行って、岡崎市も行ってみえたわけでございますけれども、平成28年、今年度7月より社会福祉協議会、サービスセンター内に成年後見支援センターを立ち上げたということでございます。

センターという拠点をつくることによりまして、地域包括支援センターとの連携が密にできる。また、社会福祉協議会の中に設置するということで、他のサービスとの連携がとれやすいという利点がありますので、本町も今後このような取り組みができればと、このように思っているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 岡崎市も平成28年、今年度成年後見センターを設置をしたという ことであります。

次に、安城市の取り組みについてはどのように考えてみえるか、お聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 安城市の場合でございます。

安城市におきましても、社会福祉協議会によりまして、センターが設置されたわけで ございますが、安城市においては平成23年度よりスタートしているというところでご ざいます。

安城市につきましては、西三河の9市の中でも早い立ち上げということになっており

ますが、早い立ち上げによりまして、制度の周知が早くから行われるという点で、利用 者への支援が進んでいるのではと。また、その方たちの事例が幾つか蓄積されるという ことで、今後、より早い対応ができるのではないかと、このように考えております。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 安城市も社会福祉協議会の中で、平成23年度より成年後見センターをスタートさせたということで、流れは成年後見センターというふうに両市の動きを見て感じるわけでありますが、同じく西尾市につきましても、成年後見センターを平成27年10月にスタートをさせております。また、蒲郡市も同様に成年後見センターを設立をしておりまして、やはりこの成年後見センターの設立というのが市民なり町民なりにわかりやすいという取り組みになるのではないかというふうに考えておりますが、この具体的にはどのように考えているのかお聞きをいたします。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 今、議員からお話がありましたように、西尾市におきましては28年の10月から。西尾市についても西尾市の社会福祉協議会の中で業務を開始されております。それから、蒲郡市につきましては平成25年10月よりセンターが設けられまして、これも蒲郡市の社会福祉協議会の中に設置されたというようなことでございます。

この間、成年後見人制度利用促進に関する法律、この施行に先立ちまして、西三河の 市では、平成29年から平成28年にかけてセンターの立ち上げが進んでまいりました。 蒲郡市は25年ということでございますけれども。センターを立ち上げることによりま して、相談手続の支援のみならず、普及啓発にも力を入れることができる。それから、 後見人制度の利用まで行かないまでも、日常生活自立支援事業とも連携がとれやすいと いう点では、センターを立ち上げることに利点があると、このように考えております。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 周辺の自治体は成年後見制度の支援というものを積極的に行っておるなと。そして、成年後見制度利用促進法の中で各自治体に求めておりますのは、地域の特性に応じた施策づくりを、むしろ周辺自治体は先取りをして実施をしておるなという気がいたすわけでございますけれども、この中で幸田町における成年後見制度の現状の課題についてはどのように受けとめているのか、見解をお聞きをいたします。
- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 現在、幸田町での取り組みというのですか、課題ということではございますけれども、幸田町では支援センターが立ち上がってないということでございますが、相談や手続に関する支援につきましては地域包括支援センターで相談支援事業ということで行っております。先にお答えしたとおりでございますけれども、加えて成年後見人制度の普及啓発については、社会福祉協議会のともに生きるというところで紹介をする一方、民生委員やケアマネジャー等の高齢者、障害者にかかる委員、専門委員等に対する研修会の開催も包括で実施しているところでございます。

少子高齢化の急速な進行とともに障害者の方々の社会参加が進む中、早急の成年後見 人センターの立ち上げ、これは重要でかつ緊急な課題であると現在考えているところで ございます。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 成年後見センターの早急な立ち上げという答弁をいただきました。 この方向に向かって、今後進めていくというふうに認識をいたしました。

幸田町社会福祉協議会の平成28年度の事業計画を見ますと福祉サービス利用者の権 利擁護を推進するという項目で、成年後見センターの必要性について検討したというふ うに記載がございます。どのような議論、検討がなされたのかお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 今後、支援センターの受け皿となります社会福祉協議会での検討内容ということでございます。検討というまでには至らないかと思いますが、平成27年の10月に開催をいたしました幸田町地域総合支援協議会実務者会議におきまして、西三河9市の権利擁護の取り組みについて、幸田町社協より情報提供が行われまして、会議の中で介護分野でも障害分野でも権利擁護の取り組みは必須であり、幸田町でも平成29年度には社会福祉協議会への委託方式で後見センターを設置する方向で動き始める予定であるというように報告がされ、また、28年度には設置準備を進めるとの報告がされておるところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 具体的に平成29年度には何らかの形で成年後見センターの動きを 始めるというようなことで現在は準備段階であるというような内容かというふうに理解 をいたしました。

この社会福祉協議会の事業計画の中には成年後見センター設置に向けた準備というふうに書かれておりまして、時代の流れからいいますと、相談窓口が分かれておるというのは、たらい回しに、あるいはそれに近い状況になるのは好ましくない、あるいは、むしろワンストップサービスのような仕組みがあるといいなというふうに思います。その成年後見センターがそういったワンストップサービスになるような構想になっておるのか、私は気になるところでありまして、設立準備に向けた構想とか、あるいは人員、スケジュールについて、現時点での考えをお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 具体的な構想がどの程度かというような御質問だったと思いますけれども、現在の動きとしては西三河社協後見支援ネットワーク協議会等の研修に社協も参加をいたしまして、西三河のセンターに関する情報の収集や調査分析チームであります。平成29年度中のセンター設置に向けて、具体的な規模ですとか業務内容、人員配置等については、今後の調整ということで十分なお答えはできないわけでございますけれども、この法律の中でも市町村が一定の方向、方針、これを決めなければいけないというところもありますので、そういうところも含めまして、今年度一定の方向を出していきたいというところが現状でございますので御理解いただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 幸田町の場合においては、成年後見センターについて言えば、周辺 の市より若干おくれておるというふうな感じを持っておりますので、周辺市の成年後見

センターの状況をよく調査いただいて、十分な体制で立ち上げていただきたいとなとい うふうに思っております。

そして、最近言われておりますのが、近い将来後見人の不足が予想をされておるというふうに言われております。高齢化社会を迎え、ますますその必要性が高まってくるというふうに思います。研修を受けた市民後見人、幸田町の場合でいいますと研修を受けた町民後見人というべきかもしれませんが、その後見人の育成、活用の計画については何か考えておみえになるのか、お聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 市民後見人の育成計画ということでございますけれども、一応、制度上市民後見人ということでありますので、そういう名前でお答えさせていただきたいと思いますけれども、幸田町で現在のところ、市民後見人の育成研修というものは実施をしてございません。ただ、外部で主催される研修には事業所を含め、住民の方が受講している可能性はございますけれども、その実態については把握してないところでございます。法廷後見人の場合、家庭裁判所が指定いたします後見人につきましては、御家族以外では成年後見人の資格として弁護士ですとか司法書士の方になります。現状、弁護士の方ですとか司法書士の方については数に限りがあるということで、議員申されるように後見人の増加に伴い追いつかないというようなのは明らかになってくるわけでございます。それを補いますのが、法人後見人としての市民後見人センターの立ち上げだというふうに思っております。市民後見センターを立ち上げる場合には養成研修が必須になるわけであります。幸田町としては、まずは成年後見センターを立ち上げまして、センターとして後見人の育成活動を含めて、市民後見センターの設立の検討ですとか、準備を進めることが、今、最善の策であるというふうに考えておるところでございます。
- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 成年後見センターの立ち上げと同時に平行して、市民後見人の育成 についてもぜひおくれることのないように取り組んでいただきたいなというふうにお願 いをしておきます。

幸田町では、通常ある特定の事業計画というものを策定をした場合には、よく事業計画の後半でプラン・ドゥ・チェック・アクションのサイクルを回しながら業務を進めていきますというふうに通例書かれております。大変いい言葉だと思います。最初に立てた計画を途中で見直して修正をした上で事業を進めていくということでありますが、このプランをいつ策定をするのかということが大変重要でありまして、私は今回、成年後見支援制度への取り組みが周辺の市と比べて幸田町の場合は若干取り組みがおくれたのではないかなという印象を持っております。なぜ、この時期での取り組みになったのか、プラン・ドゥ・チェック・アクションの観点から、どのように考えてみえるのかお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 確かに西三河9市1町での成年後見センターの設置状況を 見ますと、残すところ豊田市と幸田町、こういうことになりました。そういう面ではお

くれておるということでございますけれども、県内の町村で言えば、連合体で設置しているところを除きまして、ほとんど町村では設置してないというのが現状でございます。そういうことに甘えるわけではございませんけれども、これはまあ成年後見人を必要とする方のニーズというんですか、ニーズ量との関係、それから相談担当である社会福祉士等の専門職の配置の問題、また社会福祉協議会の中での設置と言いましても、ほとんどが自治体からの、市町村からの委託事業ということになっておりますので、その負担財源の問題、もろもろありまして、町村が今までおくれてきたという結果であるかというふうに思っております。今回の推進法の施行を機会に平成27年に地域福祉計画、幸田町地域福祉計画がつくられておるわけですけれども、その中にセンターの設立というものも入っておりますので、具体的にこの計画を策定して費用の捻出ですとか、条例の策定、予算の確保、人員の確保、こういうものを行って、来年度の立ち上げを確実なものにしていくと。そういうための社会福祉協議会の支援、指導等も行っていくという形でちょっとおくれているところを挽回していきたいと、このように思っているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 財源の問題もありますと、こういうことでありますが、取り組みは 来年度の予算ということでありますので、ことしの秋から、その予算の要求をまとめら れるというふうに思います。きちっとした要求を出されることが大事かというふうに思 いますので、プランをまずはきちっと立てて、予算の組み立てを行っていただきたいな というふうに思います。

後見人に選任された人の中には、例えば法律に携わる弁護士ですらお金を私的流用に使ってしまうなど、弁護士といえども犯罪に手を染めるような、残念ながらそんなニュースも伝わってきております。この後見人制度というのは、まだまだ過渡的な完成したシステム、体系ではないなという気がいたしますが、努力がしっかりした支援体制をつくるのに、努力が必要だなというふうに思います。今後、必要性がますます高くなる成年後見制度の拡充に町として真剣に取り組んでいただくようお願いをして次の質問に移ります。

次の質問は、「ポケモンGO」への学校対応についてということであります。ポケモンGOのゲームソフトがリリースをされて、まず、世界、そしてその後、おくれて日本にということで、いろいろなデータが公表され始めました。その中の一つに、ポケモンGOが 5つのギネス世界記録を認定をされたというニュースがあります。その5つのうち1つ目がリリースから最初の1カ月間で最もダウンロードされたモバイルゲームであるということ。2つ目がリリースから世界じゅうのダウンロード1位となったモバイルゲームであるということ。3つ目がリリースから1カ月で最も稼いだモバイルゲームであるということ。4つ目がリリースから最初の1カ月で世界じゅうの売り上げ1位となったモバイルゲームであるということ。5つ目が全てのモバイルゲームの中で1億ドルの売り上げを最も早く稼いだゲームである。

この5つが挙げられておりまして、ギネス世界記録に認定をされたということであります。私はこのニュースを聞いて、いかにこのゲームが人気のあるゲームであるんだな

という証であるというふうに思います。日本では7月22日に配信がスタートいたしました。わずか1日で1,00万件のダウンロードがあったというふうに言われております。

そして、警察庁はポケモンGOの配信が始まった7月22日から8月21日の1カ月間に車や自転車を運転中にポケモンGOで遊んでいたことが原因と見られる交通事故が79件あり、交通違反の摘発が1,140件に上ったという集計結果を公表をしております。そのうち、交通事故79件のうち、死亡事故はなかったが愛知県で重傷事故が1件あり、人身事故は22件、物損事故は57件でありましたという公表でありますが、交通違反の摘発は、全都道府県で発生しておりまして、95%は運転中の携帯電話注視であり、道路標識などの見落としによる一時停止や信号無視、駐車違反などがあったということであります。そして、8月23日には徳島市でついに死亡事故が発生をいたしました。横断歩道を歩行中の女性2人をはね、1人の女性を死亡させてしまったという悲惨な事故であります。

私は2つの観点から子どもたちへの影響を心配をし、何らかの対応が必要ではないかというふうに考えます。一つ目が、ポケモンGOが配信された7月22日以降、子どもたちが交通環境の悪化した状況に置かれるようになったということ。2つ目は、今は大人たちが夢中になっておりますが、そのうちに子どもたち自身がポケモンGOを使って遊び始め、夢中になり過ぎてさまざまな事故、事件に巻き込まれるようになるのではないかということであります。

まず最初に質問をいたします。内閣サイバーセキュリティセンターが7月20日に「ポケモントレーナーのみなさんへおねがい」というチラシを公表、配布いたしております。このチラシの公表を受けて、防災安全の立場から町として何らかの対応をしたのか最初にお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(大澤 正君) 成年後見人の問題でございますけれども、成年後見人制度 の重要性は十分認識をしておりますので、有識者の方、関係機関とも十分協力をとりま して、早期にセンターが設置できますよう事務を進めたいと思っておりますので、よろ しくお願いしたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) ポケモンGOにつきましてでございます。

このポケモンGOにつきましては、子どものみならず、大人もスマホに夢中している姿をこの夏、あちらこちらで見かけました。議員おっしゃるとおり、この社会現象にもなっており、事故などが心配される中、平成28年7月25日に愛知県知事名で「ポケモンGOに関するお願い」と注意喚起がなされました。これを受けまして、7月27日付で幸田町のホームページにて注意喚起を図っております。同時に愛知県のホームページや、この内閣サイバーセキュリティセンターホームページへのリンクを貼り、あわせて注意喚起のほうを行っております。

このポケモンGOを初めとするスマートフォンゲームは楽しくプレイできる一方で、 ゲームに夢中になり過ぎて、交通事故や事件などのトラブルに巻き込まれるケースが多 発しておるということでございます。町の立場といたしましても、このながらスマホ、こちらにつきましては、広報10月号で特集を組み、注意喚起をしてまいりたいと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) ただいま総務部長のほうから回答がありまして、愛知県知事からも「ポケモンGOに関するお願い」ということで知事のほうから周知が出たということで、その関心の高さが伺えます。また、広報で、10月号で町民に対しても働きかけを行っていくと、注意喚起を行っていくという答弁でありました。ポケモンGOは実によく考えられたゲームソフトであります。今までのゲームは個人をひきこもりの世界に誘導して課金し、夢中にさせるというものでありました。ポケモンGOはひきこもりの世界から実社会に外出をさせるという意味では画期的なゲームであります。大人同士の交流から大人と子どもへの交流と広がり、いずれ子どもたち同士の間に広く普及されるというふうに予想をされます。あらかじめ、そういった予想に対してポケモンGOへの対応を考えておく必要があるというふうに思います。そこで、教育の最高責任者であります教育長がみずからポケモンGOを体験し、どのように感じたかをお聞きをいたします。
- ○議長(浅井武光君) 教育長。
- ○教育長(小野伸之君) ポケモンGOを自分のスマホに入れてやってみましたが、常々ゲームにそんなに夢中になっていませんので、これが楽しいと思えるところまで行くことができませんでした。1日2日やってる間に電池がどんどんなくなってしまい、ポケモンを探しに行くのが面倒くさくなってしまいました。

しかし、大人が夢中になっていますし、電池がよく売れているという情報もあります ので、いずれ子どもたちがこれに没頭するときが来るのかもしれないと。子どもたちの 安全を預かる身としては厄介なものが出てきたいなというふうに思っております。

今、総務部長が答弁しましたが、ポケモンGOに限らず、歩きスマホ、ながらスマホの禁止、それから夜間、神社とかそういうところへ出かけることもあり得ますので、その禁止、これまでもそうしていましたが、再度確認をしていく必要があるということを思いました。

また、これは子どもたちよりも今は大人がよくやっています。大人が運転して老人が被害に遭って死なれたということもありますので、子どもに守らせるだけではこれはいけないなと。この教育的な観点からも言ってることを大人が守ってないようでは学校としても困るわけですから、家庭も地域もみんなが一緒になってこれに対応しないとまずいと思いました。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 今、教育長からの使ってみた感想を言われました。さすが教育者だなというふうに思いました。楽しいとは思わないということでありますが、一般の人は楽しいと思っております。同じ質問を教育部長にもお答えいただきたいというふうに思います。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 私は一応スマートフォンを持っておりますけれども、こうした

ゲームの類、奥手でありまして、娘に指南を仰いで、町内を車の中から、歩くことができなかったので、実際に画面を動かしてみたということであります。思ったのは、確かに興味を引くつくりがしてある。そのことによって今後、もっといろいろなことに波及をしていく可能性というのがあるものだなという。具体的には何が起こるのかは予測ができませんが、これまでにもないゲームであるということに何か不安を感じたところであります。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 私も一般質問をする以上は、自分で使ってみなくちゃいかんなということで1カ月間は使いました。レベル12まで行きましたけれども、警察庁が公表をいたしました交通事故、違反等、あらゆることを体験をして、これはやっぱり危ないなと。しかしながら、普及をすると、子どもたちはもっとはまるんではないかというふうに私は思いました。

ポケモンを捕まえる、集める、自慢するといった子どもにとっての喜びの3要素が含まれておるなというふうに思います。そこで、気になるのが小学校児童に対するスマートフォンの使用実態について、学校としてはどの程度把握をしているのかお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 子どもたちのスマートフォンの保有状況であります。

まず、小学校の児童でありますけれども、平成27年度、昨年度の調査におきましては、小学校の子どもたちは25.8%でありました。また、学年が上がると、その所持率が高くなる傾向が見られております。

また、年々、この所持率の上昇が見られるという状況であります。また、それ以外にも家族が所有をしているものを使用をしている児童もあると。所持率よりも多くの児童がスマートフォン、携帯電話を使用しているというのが現状であります。主な目的はメールや動画を見る。そしてまたゲームに使うということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) わかりました。

小学校で、多分、高学年で行くと、使用率がふえるということだろうと思いますが、 平均で25.8%と予想より多いなというふうに思いました。そうしますと、中学校の 生徒ですともっと使用実態が多くなるのかなというふうに思いますが、この辺について はどのように把握をしてみえるのか、お聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 同様に中学生、生徒の使用実態でありますけれども、これも27年度調査ということで、中学生の保有率が37.5%であります。直近で、ことしに入りまして、5月に最新で調べた、これは単独、1中学校の例でありますけれども、49.6%、もう本当に5割近いところまで上がってきたという状況であります。
- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) わかりました。

中学校の生徒ともなりますと、先ほど、教育長も言われました夜遅くまで外出してポ

ケモンゲームに興じるのではないか。あるいは、大人の常識ではここまではやらないだろうということを思っていても、中学生ぐらいになるとやってしまう。そういった意味で大変悩ましい問題であるなというふうにも認識をいたしました。

ポケモンGOはモンスターボールと呼ばれるボールを、カプセル式のボールをポケモンにぶつけて捕まえるというゲームであります。レベル10を超えたあたりから急にボールを使う量がふえ、ボールを購入しなければならなくなる仕掛けが組み込まれております。スマートフォンの操作で購入できるわけでありますけれども、親の協力がないと購入はすることが多分難しいと思います。親名義のクレジットカードの番号を入力する必要があるからでありますが、このような使用実態、あるいは予想される事態の中で、子どもたちへの現時点での予想される課題とか問題点についてはどのように考えているのかお聞きをします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) このポケモンGOにつきましては、おっしゃるとおり、実際に プレイヤーが町なかに出ていって、Googleのマップをもとにしたポケモンを探し て、それをゲットするということでありますので、やはり歩きながら、それから自転車 に乗りながらという、ながらによっての交通事故が一番懸念をされることだというふう には思っておりますし、今のところ、町内の子どもたちの中でポケモンGOに関して、 大きな事故や問題は生じてはおりませんけれども、ゲーム時間の増加による生活習慣の 乱れなどの心配はあるところであります。

また、御指摘いただきましたようにゲームにかかわりまして、消費アイテムの購入や 持てる道具だとか、ポケモンの数をふやす要素の中に課金、お金をお支払いをしていく ことが含まれているということでありますので、保護者も含めて児童生徒に適切な指導 をする必要があるというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) 私も子どもだけでなく、親への対応といいますか認識をポケモンG Oに対して改めさせる、あるいは認識を深めるということが必要であるだろうなという ふうに思います。

新潟県の上越市教育委員会は、市内の小中学校、市内の幼稚園に通う全児童生徒、園児の保護者に向け、ポケモンGOの利用方法について、子どもの安全確保のための電子メールを配信したというニュースが流れております。そして、電子メールの届かない保護者には、直接電話で連絡するというほどの徹底ぶりでありました。幸田町教育委員会及び学校の児童生徒の親に対する対応の働きかけについて考えをお聞きをいたします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 教育委員会といたしましては、今回のポケモンGOのいわゆる チラシといいますか、7月28日付で各小学校に位置情報を活用したスマートフォンゲ ームの使用について、それから内閣サイバーセキュリティセンターが発行いたしました 「ポケモントレーナーのみなさんへのおねがい」と。それから、県知事が発行しました 「ポケモンGOに関するお願い」というものを各児童生徒から保護者への注意喚起をし てほしいということで送付をしておるところであります。

また、これまでの取り組みの中で、昨年の2月には町内の小中学校のPTA連絡協議会がみずから携帯電話やスマートフォン等の利用についてのガイドラインというのを作成していただきました。私たち保護者が子どものためにしたいこととして、保護者の責任で持たせる、あるいは子どもの成長に合わせたフィルタリング等を使う等々11項目にわたる項目をまとめていただいて、ガイドラインとして守っていただいております。

また、各校の取り組みといたしましては、全ての小中学校で児童生徒だけではなく、保護者も対象とした情報モラル研修会、これを行ってスマートフォン、携帯電話の使用についての危険性、これらの正しい使用方法についての研修をしてやっていただくところであります。また、今年度もこの2学期以降にもそうした開催を予定している学校もありまして、今回のポケモンGOも含めたスマートフォン、携帯電話の使用につきまして、保護者の方々にも具体的な事例をもとに研修を深めていく予定でおります。

- ○議長(浅井武光君) 6番、志賀君。
- ○6番(志賀恒男君) ポケモンGOをきっかけとして、子どもたちとスマートフォンとの かかわりというものをいま一度立ちどまって見直してみるということに利用すれば大変 有意義な機会になるのではないかというふうに思います。

ポケモンGOは子どもたちにとって、楽しい反面、注意事項とか、あるいは禁止事項もたくさん含まれてくるようになると思います。ながらスマホの禁止、立入禁止場所、高額な課金、にせアプリのダウンロードなど、いろいろ禁止事項、注意事項があります。子どもたちに禁止禁止と言うだけでなく、なぜ禁止なのかを理解させる教育、こういったことが大切ではないかと。いま一度、子どもたちに対する教育の仕方を工夫を加えた上での対応を行っていただくようお願いをして質問を終わります。

○議長(浅井武光君) 6番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、伊與田伸吾君の質問を許します。

2番、伊與田君。

○2番(伊與田伸吾君) 議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります3件 について順次質問させていただきます。

初めに、消防団の今後あるべき姿について問うものであります。

本町の消防団は、長きにわたる伝統を維持し、地域防災の要として社会貢献されていますことを感謝するところであります。

幸田町消防年報によりますと、昭和29年に改組し9分団233人に。昭和33年には4分団制に。昭和41年には定数は183人。昭和51年に消防本部が設置され、署員19人で発足。団の定数も160人とされ、昭和52年には、署員26人に。昭和53年には、団の定数が現在の147名となりました。署員定数は平成28年、本年度現在ですが55名ということでございます。

消防本部職員の定数は現在5.5人、業務の多様化などにより充実されてきたかと思われますが、消防団の定数は増減もなく現在に至っています。そこで、お尋ねさせていただきたいと思います。消防年報掲載の消防団現勢表によりますと、団員1.4.7人中、班長以上の属団員は1.1.3人で、その約8割が3.0歳未満で構成されています。本町における人口に対する本部職員は7.3.0人に1.4人。消防団員は2.7.0人に1.4でありますが、隣接する3市の状況はどのようになっているか、まずお尋ねさせていただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 職員及び消防団員の人口に対する人数でございます。まず初めに 岡崎市の平成28年4月1日現在でありますが、38万3,493の人口に見合わせて、 消防職員369人おります。約1,039人に1人の割合というふうになります。消防団員にありましては定数でございますが、現在1,517人、253人に1人の割合というわけであります。西尾市につきましては、人口17万869人で、消防職員は198人、863人に1人の割合でございます。消防団員定数にありましては296人、577人に1人という割合になります。蒲郡市の人口7万8,723人で、消防職員は115人、685人に1人の割合、消防団員の定数にありましては362人、217人1人の割合になっております。人口に対する消防職員数は、岡崎市、西尾市より、やや多目であります。蒲郡市よりは、やや少な目になっております。人口に対する消防団員数は、岡崎市、蒲郡市より、やや少な目であります。西尾市は、人口に対する消防団員数が極端に少ないですが、西尾市では合併前の旧幡豆郡にのみ、消防団があり、合併前の旧西尾市内には消防団がないといった状況でございます。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま、西尾市は旧幡豆郡の消防団のみで例外としても、岡崎 市・蒲郡市とはほぼ同程度と見受けられます。

次に、消防年報によれば、平成 27年の建物火災 5件を初め、13件の出動となっております。第1報は消防署に入り、消防団の出動要請判断は状況によるものであろうと推察するところであります。出火時間帯などによって出動団員数は異なるものと思います。火災発生時に出動した消防団員数を、まずお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 昨年の火災の消防団の要請としましては、基本的には消防署先着 隊が延焼防止等を考慮し、火災拡大がある場合は町内一斉サイレンで消防団への周知し 要請します。

平成27年の建物火災は5件あり、うち消防団要請は2件で60人ずつ、計120人の方が出動していただき、その他火災2件についても、一部の分団に出ていただきました。

以上です。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま、建物火災に出動されました団員数は、ほぼ4割程度のようであります。それぞれが人数でも120人ということだったと思いますが、先ほど

申しましたように団員の勤務形態だとか出火時間帯などによってさまざまな要因のよる ものが、その参加人員であろうかというふうに思います。

次に、一部の地区におきましては新入団員確保に大変苦慮されているということを耳にします。消防署のほうでは現状をどのように把握されていますか。また、団員の任期は定められているものなのかお尋ねさせていただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 確かに消防団員確保は苦慮しております。基本的には区長さん主体で勧誘、または団員主体で勧誘と、さまざまな地域性がございますので、この辺は消防本部としても認識しております。

消防本部といたしましても、あいち消防団の日に基づいて、幸田駅でのPR活動を初め、各種消防団行事等を一般住民にPRするなど、加入促進のPRを実施しております。 任期につきましては、団長及び副団長が2年、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は1年でございます。ただし、再任を妨げないという消防団規則のほうでうたっております。その他の団員の任期に定めはありません。 以上です。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま、その承知はしておるということでございます。いずれにしても、実態のほうを承知していただく中で今後の取り組みのほうもお願いしたいと思いますが、ただ、先ほどこの御答弁の中にもありましたですが、役員の任期については定めがあるということで、一般団員にも定めはないということにつきましては、少し、ちょっと気にかかることであります。

今まで、新入団員が確保できない事例だとか、確保できなかったときの対処方法はどのようにされていたのか、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 確かに一般団員の任期は定めてございませんが、各地域性によって、各区長さん、現職の団員等が努力をして、地域の団員確保をしていただいております。過去の定数不足が今までございませんので、対応対処等は今のところしていません。 以上です。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) 消防署への報告事例がない中で、関係者につきましては、新入団員の確保というものについては大変苦慮しているということは承知しておっていただいているところでございます。消防団幹部を初め、関係者の苦労には並々ならぬものがあろうかと思っております。

次に、業務別消防団員表からでありますが、公務員に分類される団員36名とあります。各分団に所属する、この36人のうち、幸田町の職員は何名在籍されるのか、それも24年から28年の5カ年について状況がわかりましたら教えていただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 公務員に分類される団員数は、平成28年度現在36人で、幸田

町職員にあっては25人になります。その他の公務員は多市の職員4名、愛知県職員1名、その他は6名でございます。過去5年ということで、平成24年にあっては幸田町職員が18人、平成25年度で22人、平成26年度で23人、平成27年度は26人になります。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) 36人中28年度にあっては25名ということで、24年以降、 職員につきましては微増ではあるけど、増加傾向にあるように見られます。

幸田町を含め、当地域におきましては、東海・東南海・南海地震という、いつ発生してもおかしくないと言われる巨大地震が想定されています。万が一、発生した場合において、消防団でもある職員は団員で動くのか、職員で動くのか、いずれの立場で動くのか、その整理はどうされているのかをお尋ねさせていただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 大災害が発生した場合にあっては、幸田町役場のほうでも全職員 招集となります。役場のほうの業務が優先と思っております。それ以外の火災、風水害 等の災害では、所属部署により、さまざまな対応があるかと思いますので、団員の判断 に委ねております。

以上です。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま、役場の大災害時におきましては、役場の業務優先、火災、風水害については部署の判断のようなコメントであったかと思います。いずれにしても職員が万が一のときに戸惑うことのないような仕組みにしておいていただきたいというふうに思っております。

次に、巨大地震発生時などの非常時には、職員は被災者対策や復旧対策など大きな役割を抱えることになります。新入団員確保の際、身近な場所で働く町職員にとりましては、どうしても団員候補となりやすい環境にあるかと思われます。

職員が消防団員となることに異議を唱えるものではありませんが、二足のわらじが足かせとならないような配慮も必要かと思いますので、先ほどの御答弁のあったような形でひとつよろしくお願いしたいと思います。

また、消防団のあり方につきましては、総務省の検討委員会でも検討されてきた経過があります。去る8月20日の中日新聞に、総務省消防庁発表の記事が載っていました。その内容によりますと、全国の消防団員数が前年同期より3,578人、0.4%減少したが、女性と学生の団員はふえ、女性団員は2万3,894人、大学生や専門学校生を含む学生団員は3,222人の最多を更新、その要因としては、任務を予防啓発や広報活動に限定して負担を減らし、参加しやすくした機能別団員の導入などによるものと報道されていました。

そこで、2点の提案をさせていただきたいと思います。

1点は、瀬戸市での学生消防団認証制度を取り入れられてはと思いますが、いかがな ものでしょうか。この認証制度は、大学生や専門学校生が消防団で活動した実績を市町 村が認証し就職活動で役立てられるようにした制度でありまして、2013年、平成2 5年に総務省消防庁が提案のものであります。

もう1点は、定年退職した元気で活力みなぎる人生経験豊富な年配の方の参入も考えられてはというふうに思っておりますが、このような提案を1つお考えいただきたいと思いますが、どんなものでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) 平成28年4月1日現在での、学生消防団認証制度を導入している市町村にありましては、愛知県内8市町村あります。また、定年退職者の消防団、機能別団員を導入している市町村は、同じく愛知県内で8市町村あります。今後、幸田町としましても、各市町村の導入後の状況、件を研究して、消防団役員等と検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) 検討のほどよろしくお願いしたいと思いますが、火災や災害など 地域防災のため活動する消防団は、安心・安全の要であります。町として、消防団の今 後あるべき姿を求め、私の提案に限らず、さまざまな観点からも検討していただきたい というふうに思っております。

まず、1点目の質問はこれで終わらせていただきます。

次に、2点目の関係でございますが、コミュニティ助成と区長報酬算定見直しの考え 方をお伺いするものでございます。

コミュニティ推進事業は、要綱で時代及び地域の特性に適合した健全な人間関係を育成することにより、均衡ある地域社会の発展に寄与することとしています。補助事業の1つであります一般コミュニティ助成事業は、補助金交付要綱第2条別表に基づき助成額が算定されています。

そこでお尋ねします。補助額算定は、補助対象事業費の5分の4を乗じて得た額、または均等割1学区18万円、世帯割1世帯160円及び事業割の合算額のいずれか少ない額以内で算出された額とありますが、平成25年、26年、27年度の決算額及び、そのそれぞれの割合はどの程度なものなのか、わかりましたら教えてください。

- ○議長(浅井武光君) 消防長。
- ○消防長(壁谷弘志君) これら、消防団員のほうにありましては、年間8回程度でございますけど、定期的に団役員会等もございますので、そちらのほうに諮りながら、消防本部のほうから説明をしながら今後の消防団員について検討してまいりたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) コミュニティの助成の過去3年間の実績ということでございます。まず、平成25年度の決算額につきましては、379万7,000円、均等割の割合が15%、世帯割の割合が30%、事業費割の割合が55%でございます。続きまして、平成26年度の決算額が、449万8,000円、均等割の割合が15%、世帯割の割合が31%、事業費割の割合が54%でございます。平成27年度の決算額は449万7,000円、均等割が15%、世帯割が30%、事業費割が55%ということで、割合につきましては、ほとんど3年間同じでございました。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。

- ○2番(伊與田伸吾君) 決算額はあんまり変わらず、また、割合につきましても大差はないようでございます。学区コミュニティからの申請に対する認定事業費の増減、事業費が多ければ多いほどということで、多かったり少なかったりすることもあるかと思いますが、そうした場合の均等割、世帯割額というものは、その認定事業費の増減によって影響するものなのかどうか。これを1つ、お尋ねさせていただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 現在の算定方法におきましては、事業費割の5分の4、または 均等割は18万円、世帯割は1世帯160円、事業費割の3分の1の合算額のいずれか 少ない額となっておりまして、なおかつ、予算の範囲内で補助を行っているということ もありまして、算定額を全体予算で案分をしておるということ。全体の事業額の増減に よりまして、各コミュニティの補助額に影響をしておるということでございます。 言い かえますと、均等割18万円というふうになっておりますが、これはあくまでも算定の 基礎の根拠であるというもので、実際には合算による算定を行っておりまして、均等割額も案分され、満額補助されているわけではないということで影響することになるということでございます。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) 算定は案分によるということでありますが、総額予算の範囲内ということの中で、この積算基礎となるものについては、それを断定したものではないということでございますが、事業割につきましては、各学区における事業実施により異なるものがあろうかと思います。学区によっては対象事業に、他の学区では助成対象とされるものが、認識不足ということもあって申請時助成対象項目としなかったことによりまして、結果、学区の公平さ欠くような事例というのもあるように耳にしておりますけど、今後、そうした内容につきまして、窓口での指導ができないものなのか、また、何か対応策として検討されているものがあればお尋ねさせていただきたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) まず、申請方法の関係でございますが、現状の申請方法といた しましては、補助対象事業費であるかどうかにかかわらず、学区で参加する行事を全て 記入してもらった申請書を提出をしていただき、町がその算定時に補助対象事業でない ものを除いて補助金の計算を行っておるというものでございます。そのため、申請書に 活動事業を漏れなく記載していただくことで、補助対象事業から漏れるということのな いように今後指導のほうはしていきたいというふうに思っております。

また、学区間の不公平さを少しでも解消するために、例えば敬老会事業、それから、たこ揚げに関する事業、こういったものを対象外としていこうというふうに今、検討をしております。敬老事業につきましては、区で実施するところと、それから学区で実施するところということで、全ての区で実施されているにもかかわらず、学区で実施しているところだけ対象となっておるということがあると。また、福祉課から1人当たり40円の補助が出ているということもあり、対象外としていきたいというふうに考えております。

また、同様にたこ揚げにつきましては、学区ではなく、各区の事業であるということ

でございますので、こちらについても対象から外す予定としております。これらにつきまして、平成25年度から、各コミュニティと御協議のほうを重ねてまいりまして、時間がかかりましたが、来年度からの実施を予定をしておるということで、少しでも公平性を高めてもらいたいと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) 25年度、協議を重ねて、29年度から少しでも是正という、検 討中ということでございます。要綱にありますように均衡ある地域社会の発展に向け、 よろしくお願いしたいと思います。

次に、区長報酬でありますが、幸田町区長設置条例の目的で、町行政の円滑を期するため、各区域に区長及び区長代理者各1人を置くとし、区長はその区域内の事務及び町との連絡調整を本務として、区を代表するとあり、その報酬は条例によりまして、基本割額年額26万円、世帯割年額1戸当たり1,300円と定められております。

広報こうた5月号に住民の皆さんと調整を結ぶパイプ役としての区長さん方の紹介と各区の世帯数も掲載されていました。世帯数の多い岩堀区は2,091世帯、世帯数の少ない新田区は51世帯でありました。世帯数にかかる報酬額と、その世帯数、倍率、それと報酬額の倍率、それらがどのようになっているか、一つお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 区長の報酬の関係でございます。

まず、本年度の数値でこちらのほうを書かさせていただきますが、まず世帯数の最も多い岩堀区、議員言われたとおり岩堀区が 2, 0 9 1 世帯で、報酬額のほうが 2 9 7 万 8, 3 0 0 円。また、世帯数の最も少ない新田区につきましては 5 1 世帯で、報酬額が 3 2 万 6, 3 0 0 円。この岩堀区と新田区の世帯数の差が 4 1 倍。また、報酬額につきましては、9. 1 倍と大きな開きとなっているのが現状でございます。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま、お聞かせいただいた中でいきますと、極端な例を私ども取り上げたわけですが、世帯数は41倍、報酬額については9.1倍ということで、大変大きな差が生まれていることがわかりました。町内23行政区の世帯数の増加は、自然増でしか見込まれない区もあれば、市街化区域内であったり、区画整理事業の進展などや政策的な取り組みで社会増となる区もあります。報酬額の差は今後も拡大していく方向にあるかと思われます。

そこでお尋ねさせていただきたいと思います。10年前の平成19年と平成23年、それに平成28年度の報酬算定基礎数値である基本割額と世帯割額、世帯数変化を町全体、最大の岩堀区、最小の新田区、それと区画整理などで増加の鷲田区、高力区について、以上の数値を教えていただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) それでは、平成19年と平成23年、平成28年の世帯数のほうから説明のほうをさせていただきます。

まず、世帯数、町全体の世帯数では、平成19年が1万1,968世帯。平成23年

が1万3,085世帯、平成28年が1万4,555世帯で、世帯数のほうで一番、最も多い岩堀区でございますが、こちらのほうが平成19年では1,812世帯、平成23年では1,835世帯、平成28年では2,091世帯。また、世帯数が最も少ない新田区でございますが、平成19年では46世帯、平成23年では47世帯、平成28年では51世帯と微増でございます。

それから、区画整理の関係で、かなり増加しております鷲田区でございます。平成19年では941世帯、平成23年では1,325世帯、平成28年では、ほぼ倍増の1,855世帯となっております。また、同じく区画整理を行っております高力区でございますが、平成19年では335世帯、平成23年では395世帯、平成28年では535世帯と大幅に伸びております。

それから、算定の基礎の均等割の推移でございますが、1 区当たりの均等割の金額が平成 1 9年は 2 4万8,000円でございましたが、平成 2 3年、それから平成 2 8年 現在は 2 6万円となっております。また、算定基礎となります世帯割の 1 世帯当たりの金額につきましては、平成 1 9年から現在もずっと 1,300円のまま、変動はございません。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいま、大変細かく数値を教えていただいたわけでございますが、10年前、5年前、現在とこの数値につきましては、やはり社会増というふうな面もあって、報酬の格差はさらに拡大していくと思われます。また、この今上げた地区以外でも、やはり区画整理事業だとかいうものになれば、当然、結果としては世帯増というのはついて回るものというふうに思います。

そこで、条例では区長の業務は区域内の事務と町との連絡調整を本務とすることが明記されています。町とのかかわりに差はなく、区域内の世帯の多少にかかわらず、同様な職務をこなしていただいているのが現状であろうかというふうに思います。第6次総合計画では、人口5万人を目標に掲げ、勢いのある町として評価されている幸田町にあっては、今後一層の行政区世帯格差が生じることが推察されます。

将来を見据え、報酬算定の基礎となっています基本割額・世帯割額を見直すべきではと思いますが、お考えはいかがなものでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 議員言われますように、世帯数が多いほど、例えば広報の配布 の業務が多くなるものもございますが、町行政とのかかわりにつきましては、世帯の多 少にかかわらず、同様であるということは事実であると考えております。区長及び区長 だよりの負担等を考え、公平性を損なわないよう注意をし、報酬の算定につきましては、区長の皆様に納得いただけるような算定基準を区長会に協議を諮り、検討をしてまいり たいというふうに考えておりますので、先ほども御説明させていただきましたけど、報 酬額は9.1倍というのは、やはり、かなりの開きがあり過ぎるというような感覚はご ざいますので、その辺も含めまして区長様と御協議をさせていただきたいと考えております。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。

○2番(伊與田伸吾君) ただいまの御答弁のように一つ、関係する区長様方とも協議を経 ながら、やはりその実態というのは今後さらに格差はどんどんふえていくということが 推察される、そういうことでございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います が、コミュニティ助成と区長報酬算定の根拠となるもの、ある程度、公平性や業務の内 容等を考慮して、必要に応じては見直すことも必要と思いますので、最後の御答弁のよ うにひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に3点目、最後になりますが、北部中学校の教育環境をどう整えるかをお尋ねさせていただきたいと思います。

北部中学校は、幸田小学校及び坂崎小学校の生徒増加の影響を平成32年4月には受けることとなります。本年度基本設計業務が委託されているところであります。建設準備委員会を既に4回開催し、今後さらに比較検討資料をもとに検討が進められることと思います。

学区としましては、学習環境や部活動など生徒数に合った施設整備を望むものであり、 生徒の生活や教育活動の充実と連携性を憂慮する教育現場の考えも取り入れた施設とし ていただきたいと思っております。施設整備するは一度。それが中途半端であってはな らないというふうに思っております。本当に、学区や教育現場が期待する施設ができる か大変心配するところであります。

そこでお尋ねをさせていただきたいと思います。平成28年5月1日現在の生徒数は、 北部中学校450人、幸田中学校615人、南部中学校234人であります。各校の運動場面積と生徒数で割り返した面積はどのようになるかお尋ねをさせていただきます。

- ○議長(浅井武光君) 総務部長。
- ○総務部長(山本富雄君) 区長報酬の算定等、なかなかすぐにというのは難しい部分もあると思っておりますが、総額は現状程度としまして、均等割や世帯額、こちらのほうの見直しを検討を行いまして、公平性のほうを考慮しましてバランスのとれた報酬の算定を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 中学校 3 校の運動場の面積から 1 人当たりの運動場面積を出すということで、まず前提となります運動場の面積であります。幸田中学校の運動場は 1 万9,776平米であります。それから、南部中学校は 1 万3,062平米であります。北部中学校が 1 万8,300平米となっております。これを先ほど議員がおっしゃっていただきました生徒数で割り返しますと、生徒 1 人当たりの運動場の面積は幸田中学校が 32.2平方メートル、南部中学校が 55.8平方メートル、そして北部中学校が 40.7平方メートルとなります。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊奥田伸吾君) 現在の学校における生徒1人当たりの運動場面積は説明でわかりました。

次に、昨年11月開催の総務教育委員会調査会資料で、9年後の平成37年には、北部中学校の生徒数が776人という予測がされていますが、その割り返し面積ではどの程度になるか。また、文部科学省の中学校設置基準における運動場の面積と生徒数の基

準上から見て、適合するものなのか、あわせお尋ねをさせていただきます。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 平成37年度につきましては、北部中学校の生徒が776人という予測でございます。先ほど言いました面積で割り返しますと、23.6平方メートルとなります。マイナスの17.1平方メートルとなります。文部科学省の中学校の設置基準でありますけれども、運動場の面積については、生徒数のトータルの数に応じた広さの基準が定められているところであります。生徒数が721人以上は、運動場の面積が8,400平方メートル以上なければならないということになりますので、基準上では適合をしているという状況でございます。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいまの説明でありますと、現状のままだと北部中学校の場合、 生徒1人当たりの運動状面積は減少し、28年現在の6割程度、割り返しで23.6を 32.2平米で割りますと、6割程度になってしまうということがわかりました。なお、 中学校設置基準における運動場面積は基準の範囲内であるとの説明でもあります。私は 設置基準を満たすからとして、生徒たちの学習環境が整っているというのは言いがたい と思っております。

そこで質問に入りますが、第6次総合計画では、将来目標人口を5万人とし、「人と 事前と産業の調和」をまちづくりの理念とし、諸施策を取り組むとされています。また、 国勢調査の結果から民間情報誌の「勢いのある街」に全国第21位にランキングされる などは、これまで取り組まれてきました諸施策の成果であり、社会資本の整備によるも のと思っております。

北部中学校の生徒増は、こうした社会資本の整備により派生してきたものであります。 先ほどの運動場面積も設置基準ではクリアしているものの、1人当たりの運動場面積が 幸田中学校の73%、南部中学校の42%、そのような学習環境にあっては、公平性を 欠く状態を意味するものではと私自身推測するところであります。

本町の将来を担う生徒たちの学習環境に差を生じ、損なうようなことはあってはならないというふうに思っております。現在の学校用地内で、将来を担う生徒たちの学習環境が果たして確保できるものなのか。また、不足する校舎の増築では既存校舎内に積み上げていくような考えは、構造面、費用面、学校運営面などから考えにくい、そのように思っております。どのような整備を考えてみえて、その建設費をどう確保していくつもりなのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 御指摘いただきましたように、急増地区の学区でありまして、限られた敷地の中で、どのような改修をしようかということで、今、今年度に基本設計、来年度に実施設計をしようという段階でございます。今、必要な普通教室であるとか、理科室などの特別教室であるとか、少人数の教室、また職員室、会議室のほか、そうしたものの検討もしているところであります。まずは既存の校舎の内部改造と校舎増築による整備を基本線といたして、既設の校舎との接続、また、生徒の移動等、学校運営を考えた施設整備を目指してまいりたいというふうに考えております。また、基本設計業

務を今、進めているわけでありますけれども、全体計画の中で、体育館の床の不陸改修 や、生徒増加時の部活動運営などについてもあわせて検討を加えてまいりたいというふ うに思っております。

最後に、建設予算の確保についてどうするつもりだということで、非常にお答えが難しい部分でありますけれども、現在のところ、平成30と31年度に両年度で建設を予定させていただきたいというふうに考えておるところでありますけれども、私どもといたしましては、今後とも財政部局と緊密に協議をさせていただき、教育施設整備基金の活用ということを前提にして、文部科学省の補助金、交付金もあわせて予算計上をさせていただくという、今の段階ではこのような考えで進めているところでございます。

- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田君。
- ○2番(伊與田伸吾君) ただいまの御説明の中で、大変ちょっとまだまだ心配するところが相当あります。実際、これで進むという形で、形が決まって進んでいるわけではなくて、まだ途中であるというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたように、学区、教育現場の声というのを施設整備に反映していただくようお願いしたいと思いますが、いずれにしても予算は伴うものであります。限られてる予算の中で、あれもこれもというのはなかなか大変かと思いますが、しかし、子どもたちの学習環境が大きく差がつくような形であっては、これはならないというふうに思ってますが、その点、最後になりますが、もし町長の御意見等いただければ大変ありがたいと思います。
- ○議長(浅井武光君) 町長。
- ○町長(大須賀一誠君) 先ほどから教育部長がいろいろ回答させていただいておるわけでありますけれども、最後の私に伊與田議員から絶対こうしろというお言葉だと思いますけれども、学区の教育現場の声というのは非常に私も聞いております。ましてや、将来にわたって幸田町を担ってくれる子どもたちの教育の問題でございます。今後、まだまだ何年先まで子どもがふえるのか、予測がつきませんですけれども、学校の環境、教育環境をさらによくするためには、教員も教育委員会も、皆さんと学区地区の皆さん、区長さんともお話ししながら進めさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(浅井武光君) 2番、伊與田伸吾君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時58分

○議長(浅井武光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、稲吉照夫君の質問を許します。

3番、稲吉君。

○3番(稲吉照夫君) 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問させていた だきます。

ことしはブラジル、リオでオリンピックが開かれ、過去最高のメダルを獲得し、連日、 日本じゅうが沸きました。また、同じときに高校野球全国大会も開催され、昼も夜もテ レビに熱中し、睡眠不足の方も多かったではないでしょうか。スポーツは観戦もよし、 実践もよし、一生かかわりを持ち、人心の健康に寄与していることを確信しております。 そこで、身近な健康づくりとして、幸田町内にも小中学校、あるいは運動場などさまざ まなスポーツ施設の利用が自由にできるようになっております。他市からの利用も多い と聞いていますので、恵まれた環境にあるなという思いがします。がしかし、運動施設 の安全が確保できているか、また使い勝手がよいか、かんがみてみたいと思います。

多くの方が利用することは非常によいことですが、多くの人が集まれば集まるほど安全に気を使い、2次施設の充実を図る必要があると思います。そこで、運動場の安全などについて質問してまいりたいと思います。

町内には、とぼね、坂崎、深溝、大日蔭の各運動場、あるいは大日蔭にはグラウンドゴルフ場もあります。安全で安心して利用できる運動場を目指して、特に深溝運動公園、大日蔭グラウンドゴルフ場について質問していきたいと思います。

まず、深溝運動公園です。ソフトボール競技場として、過去には大学女子の東海大会をゴールデンウイークにかけて、過去5年間毎年のように行った実績もあります。また、ことしは国体の青年女子県予選大会もトヨタ自動車、デンソー、豊田織機など一流企業のチームが参加のもとに実施されているわけです。運動場自体はシルバー人材の人の手によって芝の手入れなどグラウンド整備の管理はされているわけでありますので、それ以上のことは言いませんが、しかし、施設面においての防球ネットの高さだとか、その周りの環境について問いていきたいと思います。

今、防球ネットの高さが非常に中途半端で、ちょっと低いなという形を感じております。ネットの数メートル横、北側には駐車場、そして西側には子どもの遊び場、遊具が設置してあります。過去には駐車場の車両にファウルボールが当たり、数回の事故が起きております。まだ幸いなことに子どもの遊び場における人身事故は起きていませんが、安全の確保ができる対策が必要かと思います。そこで、防球ネットの改修、高さの確保というものはできませんか、ぜひお聞きいたします。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 平成19年度に設置をいたしました深溝運動場でありますけれ ども、まず、昨年度の実績におきましては、年間250回、約4,700名の利用があ りました。その多くはソフトボールの利用となっております。

御指摘をいただきました、ソフトボール利用中でのファウルボールがネットの高さを 超えて駐車車両に当たる事例が年間数例あることにつきましては、幸田町ソフトボール 協会役員の方からも聞き及んでおります。

現在、町内にあります深溝運動場のほかの3つの坂崎、とぼね、大日蔭グラウンド、この外周防球ネットの高さは、いずれも10メートルとなっているところであります。また、深溝運動場のAコート、1塁側の隣接地にはわんぱく広場がありまして、そこには滑り台等の遊具が設置をしてあります。ふだんは親子連れの利用者や園児たちが利用することもあって、安全面には十分な配慮が必要だというふうに考えております。

今後、さらに安全性を高めるべく、ソフトボール協会や、あるいは地域の皆さんから 御意見を伺いをし、注意を促す周知看板等の設置や、ネットを超えていく部分の改修、 これにつきましては一度検討をさせていただきたいと考えております。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) やはり、ぜひ検討を願いたいと思います。スポーツですので、安心 して走り回れる、安心して活動できるというのが基本だと思いますので、また、そこの 周りに遊びに来る子どもたちの安全についても配慮をしたいと思いますので、よろしく お願いしたいと思います。

また、今、出ました駐車場の件ですが、主として日曜日にソフトボール協会の試合が行われるわけなんですが、2面を使って、その2面グラウンドを6チームが使用するわけです。1試合2チームやって、あとの1チームは待機、あるいは審判という形でやっておりまして、最低でも6チームが集まるわけです。そうしますと、駐車場自体が非常に狭く感じる、単純に考えましても1人ずつで来ますので、約70台の車の数になろうかと思います。それと、また先ほども事故の話はしましたけども、今、協会では駐車場の北側の1列目は車を置くなというような指示をしているような使い方をしております。そういった意味で、駐車場がちょっと狭いかなという気がいたします。ですから、今後、南側のほうの広い土地もあるわけですが、まだこれよその開発の途中ですが、そういったところを使用するなりして、駐車場の拡大をしてほしいということを思うんですが、その辺の計画はいかがでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 現在の駐車可能台数につきましては、AコートとBコート合わせまして、約80台分の駐車スペースがあります。また、大会時などにはトイレの北側のスペース、これを臨時駐車場といたしまして、約20台程度の駐車が可能でありますので、最大で約100台までは駐車できることとなると思います。

さらに、駐車場の拡大をということでございますけれども、御承知のとおり、周辺は 農用地等でありまして、各種法令等の手続等々もありまして、現在のところ、申しわけ ありませんが、そうした点も踏まえて、現状での利用をお願いしたいというふうに考え ております。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) 農用地ということで、非常に難しいという御回答でございました。 先ほどの話に戻りますが、そういった防球ネット等、少しでも安全を図れるような対策 をして、総合的に広く駐車場が使えるような形を考えていただきたいと思います。

それと続きまして、どこにでも必要なトイレの件ですが、どこの運動場等行きましても、平均、トイレはあるにはあるんですが少ないなという気がいたします。また、ソフトボールは御存じのように時間でもってゲームをやっておりますので、初め、終わり、その時間になりますと、やっぱり集中するわけで、そういった面ではもう少しあってもいいかなというふうな気もいたします。

また、現在あるトイレの位置にも疑問を私は感じます。ということは、子どもの遊具がある、遊び場があるにもかかわらず、トイレがグラウンドの中央にあるということで、遊び場に来た子どもたちのために言うと、子どもというのは目いっぱい遊んでおって、トイレに嫌われて漏れた漏れたと言って走るのが子どもで、そういった人が長い、10

0メーター近い距離を走ってトイレに行くというのは非常に気の毒かなという思いがい たします。

そこで、運動公園設計の当時には何か管理棟を設けるような案もあったと聞いております。やはり、グラウンドとして使うには、そういった総合的な面からいっても、なぜそこにトイレを。子どもの遊具のそばにトイレをつくらなかったのかな。で、その今の場所に管理棟をつくればという、私は思いはあるわけです。

そこで、現実にそういった案があってもそれができなかった何かの理由というのはお 聞きしたいと思いますが。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、現在のトイレにつきましては、おっしゃっていただきましたように北東の位置にトイレが設置をされております。また、便器等の数をちょっと先に御説明させていただきたいと思いますけれども、いずれも水洗対応となっております。男子トイレには小便器が2、大便器、洋式のものが1。女子トイレ、洋式のものが2、そして多目的トイレがありまして、おむつがえ用ベットも備えましたトイレが1という状況で今、使っていただいているところであります。

また、御指摘のこのトイレの位置の関係でありますけれども、A面、B面、それぞれコートのほぼ中央位置に位置をしたということで、両面のグラウンドのほうの利用者が使いやすいような配置において考えられたものとなっているということで、運動場の利用者のほかには今、おっしゃっていただきましたように、子どもたちへの配慮をということでございますけれども、もちろん複数トイレを設置できればよいわけでありますが、ああした高所の位置につくられた運動場でもあります。いろいろな給排水の問題等も含め、今の状況で設置がされてきた。そして、また管理棟がもしあればということと、昔はそうした案もあったのではということでございますけれども、当時、この深溝運動場の建設に当たりましては、農村振興総合整備事業という事業を用いまして、この整備を行ってきたところでありますけれども、検討の中には管理棟を含めました案もあったようでありますけれども、各施設の配置を検討するいろいろな案の中から最終的にこの事業の目的に沿うような形で最終案として現行の施設配置になってきたということであります。

なかなかトイレの件につきましても、新たな設置ということが今のところは難しい検 討課題となっておるところであります。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) わかりました。そういったいろんないきさつがあったんだなということで改めて認識せねばいかんと。そういった中でグラウンドをつくっていただいたということには感謝せないかんのかなという思いがあります。ただ、将来、この運動場をどのような施設にするのか。やはり一度つくって終わりだけじゃなくして、やはり二度三度と施設の改良を行い、いろんな形で使いやすい施設にしていただきたいと思います。この運動公園には、子どもの遊び場にあずまやがあります。小高いところにあって、夏には特にそよ風に当たりながら昼寝するのは最高だと思って時々やりますが、一方、別な場所にしっかりとしたテーブルと椅子がコンクリで固定されている。その上に屋根

があるような、ないような、中途半端な形で今現状なっております。それの2カ所をしっかりとした雨よけ、あるいは日よけとして使って、していただけないかなということは、下にテーブルと椅子があるわけですので、そこでやはり子どもたち遊びに来たときにはお弁当を広げてくつろいだりという場所、あるいはソフトボールをやってるのにつきましては、急な雨とか何かには雨よけにもなりますし、その辺のところ、なぜ今までずっとそのままで中途半端な形になっていたのか、これの改修のお気持ちはないか、意見をお伺いしたいと思います。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 御指摘のとおり、わんぱく広場には休憩可能な施設として、約56平米ほどの平家建てのあずまやのほかに、今おっしゃっていただきましたように、いわゆる屋根がない棚のような形での休憩スペースがあります。あの施設のことを建築用語ではパーゴラというそうです。もともとブドウ棚を指した言葉で、それがテラスの上部に組む棚を指す意味となって、植物を合わせることによって日かげをつくって、くつろぎの場となったり、影の効果などで立体的な景観を楽しむのとなったと言われております。それで屋根がないということで、要は棚のような形でも使えるんであろうというような形を想定してつくられた施設であるということを私も調べてわかりました。

いずれにいたしましても、この件につきましても利用者の立場に立ちまして、利用する団体の方々の意見をお聞かせいただきたいわけですが、現行はソフトボール協会のほうからの要望もあって、棚の、植物のかわりに遮光ネットを今、縛りつけて、日よけ場所としての機能を持たせているところでありますが、また、当面こうしたままでいいのか、あるいはどのような策がいいのかということも御相談させていただきながら、よりよい方向で考えさせていただけたらというふうには思っております。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) やはり、私といいますか、ソフトボール協会としましては、やはり 雨をしのぐ場所が欲しいなという意見が多いと思っております。

そういった意味で今後、何らかの形でテーブルのある2カ所ですか、を利用できるような形ができるといいと思っております。いずれにしても安全でくつろげる運動公園にしていただきたいと思いますので、その辺のところの配慮をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、私、大日蔭グラウンドゴルフ場についてお聞きしたいと思います。

グラウンドゴルフは暑い日、寒い日、少々の雨でも年間を通して、個人で、または各種団体が健康づくりに親睦を深めることを目的にプレーされています。町内にとどまらず、町外からも大日蔭グラウンドゴルフ場の人気は高いようです。それで、現状の利用者数はどのようになっているか把握していましたら教えてください。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- 〇教育部長(小野浩史君) 大日蔭グラウンドゴルフ場の昨年度実績でありますけれども、年間約1万6,952人、回数で言いますと429回の利用者がありました。過去5年 平均におきましても、約1万7,000人の利用をいただいているということでございます。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) 1万7,000人弱ということで、月にすると約1,200、300ですか。まだまだ何か少ないような気がいたします。実際には、今、私もちょこちょこ行ってみてるわけですが、使ってもおります。私も一緒にゲームもやりますけれども、1日に100人ぐらいは使ってるんじゃないかなというぐらいの人数を感じておりますけど、実際にこの数字はどこから出た数字でしょうか。
- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 先ほど申しました数につきましては、申請をいただいた件数となっておりまして、御指摘いただきましたように西、中、東のコース以外に2つのフリーコースがあるということで、こちらのほうは申請なしで自由に御利用いただけるということで、その人数につきましては、先ほど言いました人数に入っていないということでありますので、やはり実際では多くの方がもう少し使っていただいている状況であろうというふうに思っています。
- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) わかりました。平成15年から使用されて徐々にふえて、今では100人強ぐらいの人が利用しているだろうというふうに思っております。やはり、大会になりますと1回の大会で400人単位、あるいは昨年度もこれは3回目ですかね、スポレクの西三河大会、これの大会ですと1,200人という一言で聞いております。

また、ことし、それから、来年まで、一応、予定されていると聞いております。 ことしは、9月10日に西三河スポーツ大会が予定されているというふうに聞いてお ります。

ここでも、やはり、問題は、トイレの数が少ないなということで、大会のときには、 応急的に仮設トイレという対応もあるでしょうけれども、年間を通して、ある程度人が ふえている現状ですので、そういった面の改修等、増設関係はお考えありませんか、計 画を聞かせてください。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) 大日蔭グラウンドのトイレにつきましては、平成15年度に施 設の中央部に東屋と隣接をする形でトイレを建築をいたしました。

また、平成26年度におきましては、いろんな要望もいただきまして、上段のエリア に簡易トイレでありますけれども設置をし、フリーコースへの利用者への対策をさせて いただきました。

しかしながら、おっしゃっていただきましたように大きな大会があるたびに、本当にトイレが不足をし、利用者の方々に御迷惑をおかけをしている状況は承知しておりますし、また、今度の土曜日におっしゃっていただきましたスポレクの西三河大会があるわけでありますが、このときには、新たに仮設トイレ7基を臨時的に設置をいたしますが、昨年の状況を見ましても、本当にトイレが満員状態だというようなことも承知をしておりますが、抜本的解決を図る上では、上段エリアに正式なトイレを設置をすることが望ましいというふうに考えますけれども、こちらも、給排水管の接続等に大きな経費がかかるということも含めまして、最重要課題だというふうには考えております。

今すぐにというと、なかなか難しい部分がありますが、二次的な対応も含めて対処してまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) ぜひ、検討をしていただいて、よい方向に向かってほしいと思います。

やはり、健康上、必要不可欠の施設だと思います。そういった意味で、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

ゴルフ競技に来られる方は、年配の方が多いわけで、娯楽であり、趣味であり、また、 健康づくりを目指して毎日の方も通っておられる方も多くいると聞いております。

暑い日、寒い日、雨の日など、天候にかかわらず競技は行われます。

昨年、上段のほうには、東屋を増設していただきました。まだまだ競技参加者の割に 休憩するスペースが少ないと思います。健康づくりに来て病気にならないように、安全 な環境をつくることが大切と考えます。

最近は、朝が厳しく、カーポートのようなもので5カ所、雨よけ、日よけがありますが、最近は、特に、日差しが強くて何かカーポートを通り抜けて暑い日を感じるのが現状であります。

ですから、このカーポートの中にも、ちょっと工夫を重ねていただいて、日よけをつくっていただいて、安心して休憩できる場所を設けてほしいと思いますが、また、この改修とともに、まだできることであれば、何カ所か増設をお願いしたいと思いますが、その辺の整備については、いかがでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、おっしゃっていただきましたように、上段と下段に東屋 は一つずつ昨年設置を関係で、上と下には一つずつな東屋ができたということであります。

それから、各コースにおおむね1基ずつそうした簡易的なカーポートで日よけをつくるということでおっしゃっていただきましたように、今、5基の簡易的なカーポートがついている。日よけとして使っていただくということでございます。

今後の利用状況等も考えさせていただく中で、新たにそうした簡易的なもので日よけとなるようなものが、利用者の影響が少ないような場所において、設置が可能かどうかにつきましても、グラウンドゴルフ協会の方々とも協議もさせていただきながら、必要があれば設置の検討を進めさせていただきたいなというふうには考えております。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) そうですね、簡単にできることであれば、協会の方にも協力願えればと思います。そういったことを話し合いながら、進めていただきたいと思います。

また、やはり、ここで駐車場の問題になってしまうのですが、人が集まる場所には、 必ず駐車場の問題がついてまいります。

あそこには、公共交通機関がないので、自家用車、一人一台が当たり前のような状況 であります。しかし、中には、グループで来られる方もあります。

また、土日については、併設している大日蔭の運動場も各利用される方が多いと思い

ます。そういった意味において、運動場とグラウンドゴルフ場が双方一緒に使った場合に、また、ここも駐車場というものが大きく問題になりまして、足りないのではないのかなというふうに私は思っております。

そういった意味で、ここの周りの駐車場の拡大等の検討は、お考えはいかがでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まずは、現在の駐車台数でありますけれども、下段の駐車場には、111台分の駐車スペースがあります。上段には、57台分、合わせますと168台分の普通車が駐車ができるということであります。

おっしゃっていただきましたように、限られた場所の中でございます。つくったとき、まさかこんなに多くの方が御利用がいただけるというふうには見込んでおった人もおったのかもしれませんが、やはり、場所がないということで、利用者の皆さんの協力を求めていくしかない状況であります。

また、隣接地におきましても、やっぱり、そうしたスペースがなかなか求めがたい部分もあります。

今、おっしゃっていただきましたように、大きな大会のときには、大日蔭の運動場を 駐車場として使っての対応ということになっています。両方、運動場も使って、グラウ ンドゴルフ大会もあったときにはということでありますけれども、本当に苦慮をしてい る状況であります。

また、いろいろな案があれば、また、お聞かせをいただきながら、私どもも新たに駐車場が拡大できるか否かにつきましても、考えをさせていただけたらというふうに思っております。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) 非常に狭いスペースで、また、こんなにまで利用者が多くなるということは、想像がつかなかったということですが、少しずつ環境整備というのも検討を願いたいと思います。

また、環境整備といいますか、ことしの場合、特に、大日蔭のグラウンドゴルフ場は、 芝がよく整えられています。そして、ことしの場合は、夏のカラカラ天気で芝が枯れそ うになってしまったということで、先日も急遽、散水車を投入していただいて芝を守っ ていただいた経緯がございます。

しかし、散水できる配管もされている、特に、上のコースは散水できる配管もされているわけですので、この辺のところを、ことしは使えなかった、確かに、ことしは水不足もありまして、こういう状況になってしまったのですが、そういった意味で、いい芝生、いい環境のもとにゲームをしていただくということを考えますと、ぜひ、その散水できる年次通して、定期的に散水できるという体制が必要かと思いますが、この辺の調整は、していただけないのでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) おっしゃっていただきましたように、この非常に暑い夏の中で、 芝生が本当に枯れそうになってしまいそうであるので、どうしても水をかけてやりたい

というようなことで、非常に協会の方々にもお力添えをいただいたというふうに聞いて おります。

また、おっしゃっていただきましたように、散水する配管は設置はされているが、水が出ないというようなことにつきまして、ことしは、全町的に各池も貯水量が減ってきておりまして、大日蔭につきましては、力ヶ池のほうから、その水を送っていただくということでありましたけれども、そうした状況の中で、送水につきまして、困難であった状況があったということも含めまして、一番水の欲しい時期に送ることができなかったというような状況も聞いております。

通年で使用ができれば、もちろんいいわけでありますが、いろんなところとの調整もさせていただきながら、よりよい状況が整えばいいわけですが、そうした自然には勝てない部分もありますので、その部分につきましては、御理解もいただきたいというふうに思っております。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) いずれにしても、今、難しい状況というのはわかりました。

しかし、これもいいグラウンドゴルフ場をつくってしまったのですから、やはり、何とか維持しましょう、維持していくださいというふうにお願いをいたします。

そこで、すばらしいグラウンドゴルフ場の維持管理をしていくためには、やはり、今、 お話をしましたように、散水だとか芝刈りなど、管理費用がかかるわけです。

また、今、使用する方にも御理解、御協力をいただくよう、やはり、使用料の現行のままでいいのかなと、やはり、やっぱり、少しそういった面を含めて、改めるべきではないかという、私は思いがします。その辺の改定されるお気持ちはいかがですか。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、現行の使用料につきましては、西と中と東の3コースで 20名以上の申し込みをいただいた場合、3時間で1,300円の使用料となっていま す。

値上げにつきましては、慎重に考えさせていただきたいなというふうに思うわけでありますけれども、やはり、ほかの自治体にもグラウンドゴルフ場があるわけであります。そうした料金等も参考にしながら、また、上げた場合につきましては、その使用料を徴収をいかにするであるだとか、管理人さんを置くであるとか、いろいろなことも物理的に考えていかなければならないと思いますので、この辺の検討につきましては、もう少しお時間をいただき、検討を重ねさせていただけたらというふうに思っております。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) 私は、ぜひ、それは検討していただきたいなと思います。

そして、よりよいグラウンドゴルフができるように、もっていって環境づくり等を含めて、すばらしいグラウンドゴルフ場になることを願っております。

そこで、グラウンドゴルフからちょっと離れまして、町内の6カ所の運動場があります。

野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ、サッカーなどの競技ができるようになって おりますが、体育協会も発足して40年が過ぎ、各スポーツ団体も充実していることと 感じております。

そこで、町長は、体育館の建設を計画、立案されておるようですが、室内競技を行う にあってはよいことだと私は賛同する一人でございます。

しかし、屋外スポーツの野球場とか、ソフトボール場等が決められたものが、今、ないわけですので、特に、東京オリンピックでは、野球、ソフトボールの競技が種目に決まっております。

それと、子どもたちのソフトボール大会等、親御さん等も観戦に来るわけですが、それ以上に子どもたちがよい競技場でプレーできる、やはり、これも一つの目標であり夢だと思います。

そういった面で、子どもに夢を与えることも大切ではないかと思います。

そこで、屋外競技場の野球場、ソフトボール場の設置についてのお考えをお聞かせください。

- ○議長(浅井武光君) 教育部長。
- ○教育部長(小野浩史君) まず、専用球場をという問いでいただきましたけれど、参考までに、とぼね運動場の今の状況をちょっと先に説明させていただきたいと思います。

昨年度の実績でありますけれども、昼間、ナイターを合わせて約1万786人の利用 がありました。その内容は、主に野球とソフトボールが、その利用の中心となっていま す。

また、そのほかにも、サッカーやグラウンドゴルフ等の種目での利用もあるということでございました。

また、サッカーにつきましては、現在、中央公園グラウンドを中心に利用をされていますが、その利用率も大変高い状況で、多くの団体の方々が活動場所を求められている、こうした状況であります。

こうした背景から、野球、ソフトボール専用というような位置づけとすることは、また、それ以外の種目の利用可能施設等を考慮する必要もあるということも含めまして、 今、直ちに新たな専用球場の建設も含めて、非常に難しいところがございます。

当面は、各種目の共用、これまでどおりで皆さんで使っていくという形式で、また、 状況が変われば、そうした案もあろうかと思いますが、現状は、いましばらく、現状で 御理解がいただきたいというふうに考えております。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) わかりました。

非常にまだまだスポーツが盛んで、そういった意味では、専用グラウンドが難しいということでございました。

町内には、運動場など、スポーツ施設がたくさんあるわけですが、やはり、安全に楽しく老若男女、全ての方がそれぞれ利用できる環境を整えていただき、その上で、例えば、草刈りだとか、石拾いだとか、やはり、利用者の皆さんも協力することが、私は当然だというふうに考えております。

行政等、利用者がともに施設を大切に使用、管理していく心構えをもっていただくことが大切と考えて、それぞれの利用者の方にもお願いをしていくべきだと考えて、次の

質問に移ります。

仲田ガードの問題なのですが、スーパーオオクワが、この3月にオープンをしまして、 開業5カ月ほどたちました。

仲田ガードの利用の車両は、目立つほどふえた感覚はありませんが、ガードを通行するには、危険な場所に変わりはないと思います。

そこで、スーパーができたことにより、JRの東側地区住民で、やはり、子どもさん や年配の方たちが歩いて行き来されることはふえたようです。

改めて、歩道を設けることが困難であることが、十分承知をしていますが、何か安全 対策が必要と思いますが、何か、方策を検討されていますか、お聞きをします。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 仲田ガードの御質問でございますけれども、この仲田ガード、昭和35年ごろに東海道新幹線の設置に伴い、現在のような形になったもので、それ以前は、明治時代の東海道本線ができたときは、錦田ガードのように真っすぐの形で、本線をくぐるガードであったようでございます。

昭和62年に、現在のコンクリート舗装を仕上げてあります。厚さが20センチほどのコンクリート舗装を取り組んでおります。

また、平成7年度、平成18年度で側溝の整備とか、横断側溝の修繕を行っているということで、このアンダー部分、幅員は7.2メートルですけれども、JRの立体交差部分につきましては、6メートルということで、センターラインがあるものの、なかなか大型バスや通行量も多いことから、大変狭小で歩行者、自転車等が通行するには大変危険な状況になっていると。

また、先ほど、議員の言われるように、スーパーセンターの立地に伴い東側から歩行者や自転車利用もふえており、対応を求められる声も届いてございます。

町としましても、さまざまな検討を行っておるわけですけれども、例えば、センターラインをなくして片側通行にしたりだとか、また、JR交差部の壁面を削って歩道を設置したりだとか、また、立体交差を新たに設けるとか、そういったことを検討をするわけですけれども、これもどれも現実的ではないということで、抜本的には、なかなか難しいということで、今回、幸田駅前広場の基本計画などで、そういった提示をさせていただいて、新しい駅の自由通路への誘導ということしか提案ができなかったという状況でございます。

現在、そこで、維持管理上は、何ができるかということで、このような方法を、まずは歩行者、自転車が懸念されている路肩での路面水の処理が適正にされるように清掃を行ったり、また、擁壁面の磨き清掃とか、また、階段手すり等の塗装などを行いながら、対応しているような状況でございます。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) 確かに、手すりが色がペンキが塗りかえられて非常に気持ちよくなったなというのは感じております。

やはり、そうした一つ一つの環境を変えていくことが、やはり、安全にもつながるのかなという思いはいたします。

それで、ガード下は、やはり、常に路面が濡れていて歩く場所を選んで歩くような状況にあると思います。場所によっては、道路の中ほどまで水がつかっていて歩きにくいところもあります。このカラカラ天気でもなおかつ、こんな状況でございます。

すぐ西には広田川があり、川底よりも低いところに道路があるわけです。構造的に無理なのかなという思いもありますが、技術の駆使をして何とか改善できないものかということを考えますがいかがでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 降雨時の排水対策は、集中ポンプで広田川へ排水して停電時にも可搬用の発電機でもって対応している状況でございますけれども、常時の湧水対策、排水対策については、どうしても舗装の打ち継ぎ目とか、排水施設のねじからしみ出してきているということで、それが、堆石土砂によりたまってしまって、流れなくなってしまっているというような状況があると、まずは、そういった清掃によって対応しているのが現状でございまして、それとある程度の湧水については、応力対応上は、必要であるため、湧き出した湧水を路面に出さずに路面下で排水処理をするために、先ほどいったコンクリート舗装の下には、グリ石が敷き詰められているということであります。ただ、そこに流れ込むのがなかなかできないということでありますので、その水が、このグリ石を通して横断側溝に流れてきていますけれども、そういった円滑に流れるようにコンクリート舗装における湧水誘導槽の清掃とか、また、排水スリット、溝などを

なお、水中ポンプの水位についてもフロー等によって管理しているわけですけれども、 若干、もう少し下げてみて、その乾くようなことができないか、こういったことをちょっと工夫している状況でございます。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) いろいろ工夫していただけるようでありがとうございます。ぜひ、 少しでも安心して歩けるような環境をつくっていただきたいと思います。

適正に側溝へ導くよう、側溝も含めた修繕を行っていきたいと考えております。

また、次は、芦谷高力線から階段でガードのほうにおりる形になっておるわけですが、 高さが4メートルほどありまして、おりはじめの状態ですと、すごくのぞき込むような 形で、落下防止用の柵といいますか、手すりはありますが、非常に怖さを感じます。

階段も長いので年配の方が利用するには、ちょっと大変かなという、そんな思いがいたします。扱いやすく安全のためにも階段の南側のコンクリート壁がありますので、そちらのほうに手すりの設置を提案したいと思いますが、その辺の提案はいかがでしょうか、可能性があるのでしょうか。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) この階段につきましては、階段部分だけを捉えますと、高さが 3.5メートル、階段の段数が22段と、幅は約1メートル、手すりの高さも90セン チほどで手すりが延長10メートルということで、現場をはかってみますとそうなって おりました。

御指摘のとおり、急勾配ということで、上から見るとかなり心配であるということとか、また、片側の手すりということで、利き手以外のほうになった場合、とても不安で

あったり、また、階段のおり口かJRのアンダー部分、歩いていく部分についても、若 干、ふたが傾いていたりということで、お年寄りがつまずいたりふらつきやすいような 状況な路面となっているということで、御指摘の階段部分については、まず、そういっ た手すりを、壁側にもどういった構造になるかは、これから検討ですけれども、設置し ながら両側に手すりができるような状態にしていきたいなと思っておりますし、階段お り口からガードに向けても、少しでも歩きやすいような、側溝部分のフラット化とか、 また、路面、壁面のカラー化とか、そういったものも検討していきたいということでご ざいます。

- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) ありがとうございます。

まだまだ、先、長く使う道ですので、少しでも早く、少しでも環境をよくしていただいて、使いやすくしていただきたいと思います。

幸田駅前広場等の基本構想が、この3月に示されました。

私は、JRを挟んで東西がともに発展するには、基本的には、JRを挟んだ道路がうまくいって、通行がともにスムーズにいくというのが基本だと思います。

そういった意味で、ことしの基本構想が出た橋上化の自由通路、そして、仲田のガード、それからちょっとまた離れますが錦田ガード、それぞれが安全で使いやすく、気軽に行き来ができる、それが、JRを挟んだ東西の発展の基本だと考えております。

そういった意味で、今後、ますますこういったものがより安全に改良されて使いやすくなることを願って質問を終わります。

- ○議長(浅井武光君) 建設部長。
- ○建設部長(近藤 学君) 今、御指摘いただきましたように、まず、仲田ガードにつきましては、そういった面で、なかなか劇的に改変できることはできませんけれども、現状、注視しながらできる範囲の対応をしながら安全安心に通行できるような形を、少しでも努力していきたいと考えております。よろしくお願いします。
- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉君。
- ○3番(稲吉照夫君) 終わります。
- ○議長(浅井武光君) 3番、稲吉照夫君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月6日火曜日、午前9時から再開をいたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を9月13日火曜日までに事務局に 提出をお願いいたします。

本日は、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 3時50分

## 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する 平成28年9月5日

議長

議員

議員